

令和6年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和6年12月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 議案第 53 号 松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第 3 議案第 54 号 松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 4 議案第 55 号 松田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 56 号 松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 57 号 松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 58 号 足柄上衛生組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 59 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第 60 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

昨日に引き続き一般質問を通告順に行います。受付番号第 8 号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 皆様、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第 8 号、質問議員、第10番南雲まさ子。件名、子育て支援の環境整備を問う。

要旨。1、発達障害は知的障害や身体障害と違い、3歳児健診では発見しにくく、5歳児ぐらいになると発見しやすくなると言われていました。5歳児健診を導入することで、発達障害が発見された場合、その後のケアができ、小学校生活に備えることができます。そこで、5歳児健診の導入についてお考えを伺います。

2、保育園に子供を預けるためには、就労等による保育の必要性の認定が条件でしたが、孤独に育児に当たる母親や未就園児の子供にも支援が届くように、誰でも通園制度の導入が令和8年度から全自治体で実施することが義務化されています。そこで、誰でも通園制度の対応のお考えを伺います。

町長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしく願いいたします。それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをいたします。

現在、母子保健法第12条により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられており、母子保健法第13条の任意健診として、乳児期（3から6か月頃及び9から11か月頃）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっております。こうした中で、子ども未来戦略の加速化プランにおける具体的な取組といたしまして、妊娠期から切れ目のない支援の拡充として、乳幼児健診等を推進することが盛り込まれました。このことから、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する事業が創設されました。

現状は、3歳児健診以降就学時健診までの健診の機会がなく、乳幼児の切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診を実施する上では、健診の標準化や体制整備が必要となっております。また、特別な配慮が必要な幼児に対して、早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活の適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童時の不登校発生数が減少したという研究結果もあるようでございます。5歳児健診において所見が認められた場合には、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要であり、松

田町において地域の社会資源が少なく、十分な体制がとれているとは言えない状況であります。早期発見の観点から、令和7年度より5歳児健診を実施する方向で準備を進めたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度につきましても、子ども未来戦略の加速化プランにおいて、全ての子ども・子育て世帯が対象とする支援を拡充するため、保育所に通っていない満3歳未満の子供の通園のための給付、「こども誰でも通園制度」として、子ども・子育て支援法等が令和6年6月に成立されました。

この制度は、子供を中心に子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず利用できる制度となっており、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児通園支援事業であります。国ではこの制度を令和8年度から全ての自治体で本格実施することとされております。

こうした中、制度の本格実施を見据えた試行的事業として、令和6年度は全国118自治体、県内においては4自治体でございます。横浜、川崎、相模原、厚木が実施しておりますが、現在国ではこども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討を実施しており、試行的事業を実施している自治体での課題等について整理を進めている状況でもございます。

現在、本町においてこの制度の対象となる事業所は、松田さくら保育園、なのはな保育園、県立足柄上病院院内保育所つくし園になりますが、実施に向けて今後整理していかなければならないことは、条例の整備をはじめ町内保育事業者への協議や十分な調整が必要となります。今後、国から正式に乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等をもとに、町内保育事業所に対して説明等協議をしていきたいと考えておりますが、現在の保育所の状況といたしましては、慢性的な保育士不足や今まで以上の保育士への負担増、施設の設備面の整備など、今後実施するためには様々な課題等をクリアしていく必要もあります。

町といたしましては、この制度の趣旨を十分に理解した上で、国からの情報等をしっかりと注視して、試行的事業を実施している自治体の具体的な課題等を確認し、保育所や関係機関と丁寧に調整を行いながら、令和8年度からの実施に向けて制度を整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 御答弁ありがとうございました。1点目の再質問を行わせていただきます。発達障害は、発達障害者支援法が平成17年4月に施行されたことにより、ようやく社会で認識され始めた障害です。国では法律が施行されたことに伴い、厚生労働省内に発達障害対策戦略推進本部を設置し、様々な角度から総合的な検討を開始しました。発達障害とは、自閉症、また人との関わりやコミュニケーションをとることが苦手だったり、興味や行動が偏っているなどの特徴があるアスペルガー障害、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害を総称して呼称したものです。

専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳半健診で見つかり、中程度は3歳児健診で見つかるそうですが、広汎性の発達障害は5歳ぐらいで見つかるとのことです。厚生労働省の研究報告書によりますと、広汎性の発達障害の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題が指摘されず、報告書の結論では現行の健診体制では十分に対応できないとしています。また、就学前に発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、状況を悪化させてしまうという現状があるため、5歳児健診での対応が大事とされています。5歳児健診を取り入れていない場合、発達障害対策の基本の早期発見・早期対応が遅れ、状況が進んでしまい、適切な支援・療育につなげることなく子供の就学を迎えます。

安心の就学を目指す5歳児健診の全国的な実施に向け、国は今年度から市町村への健診費用の助成を開始しました。そこで、現在の本町の乳幼児健診の実施状況をお伺いします。

子育て健康課長 それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。本町の乳幼児健診の実施状況ということでございますが、まず3か月から4か月児健康診査ですが、2か月に1回、集団健診として実施しております。参考として、令和5年度の

実績といたしましては49名の方が受診されております。続いて、お誕生日前健康診査ですが、10か月からお誕生日前日までの期間に医療機関での、こちらは個別健診として実施しております。令和5年度の実績といたしましては、54名の方が受診されております。続いて1歳6か月児健康診査ですが、3か月に1回、集団健診で実施しております。令和5年度の実績といたしましては、46名の方が受診されております。続いて2歳児歯科健康診査ですが、3か月に1回、集団健診として実施しております。令和5年度の実績といたしましては、52名の方が受診されております。続いて3歳児健康診査ですが、3か月に1回、集団健診として実施しております。令和5年度の実績といたしましては、受診者47名の方が受診している状況となっております。以上でございます。

10番 南 雲 やはり結構多くの方が健診を受診されているということで、皆様やはり健診は大事に思っているのかなということがうかがわれます。本町は3歳児健診から就学児健診までの期間に健診がありませんが、現在、幼稚園や保育園に保健師と臨床検査技師の2人の訪問相談事業が行われていますが、相談事業の訪問頻度や内容について伺います。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。養育支援家庭等訪問事業というのがありますが、そちらの事業において、要支援児童や幼児教室等で気になる御家庭等を訪問する事業として、こちらを実施しております。訪問を実施する頻度については、不定期でございますが、現状は保育士のみでこちらのほうは対応しております。そこで臨床心理士の方の相談を希望される場合は、臨床心理士による相談対応をしております。また、町内の保育園、幼稚園には保育園・幼稚園巡回訪問事業といたしまして、対象児童の所属する幼稚園や保育園に専門職等が訪問いたしまして、児童の状況を把握し、希望がある場合は保護者との面談を実施しております。ちなみに、令和6年度におきましては、松田幼稚園5回、寄幼稚園1回、松田さくら保育園5回、なのはな保育園1回実施し、臨床心理士と保健師が訪問いたしまして、保育士の関わり方についての相談や保護者からの個別相談に対応しております。以上です。

10番 南 雲 そのような事業の中で、発達障害が見つかったような事例があったか伺いま

す。

子育て健康課長 そのような循環相談においてですね、臨床心理士と保健師による巡回相談の中では、障害が見つかったという事例は特にはありません。以上です。

10番 南 雲 いろいろ巡回相談とかやっていた中で、なかなか見つからないという…たまたま見つからないのか、そういう状況がちょっと読めませんけれども、3歳児健診も就学前まで健診がない中、また障害が早期発見につながらないのが現状かなというふうに推測できます。落ち着きがない、また周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくないと言われています。0歳から1歳の乳幼児のときは何でもなくても、年齢を重ねていく間にそういう症状が出てきて、それを5歳児健診によってそうした特性に気づいて、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級で問題なく学べると言われています。

御答弁にもありましたが、実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあります。小学校入学前の就学時健診もありますが、就学までの時間が短く、支援が難しいと言われています。令和7年度から5歳児健診を導入されると、前向きな御答弁を頂きましたが、多くの自治体ではその実施に当たって対応する医療機関がないといった課題が挙げられていますが、その辺はいかがでしょうか。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。5歳児健診を導入するに当たっての今見つかっている、想定される課題なんですけれども、発達に課題があるお子さんが見つかった場合ですね、発達障害等の診断ができる医療機関が少ないために、受診につながりにくいのではないかという課題が1つございます。それとですね、地域の受け皿が少なく、児童発達支援センター等ですね、こちらのほうのフォローアップ体制の構築に課題があるというところがございます。以上です。

10番 南 雲 申し訳ございません。今、私の質問は、医療機関、対応する医療機関がないという課題が結構多く聞くんですけれども、医師会とかのそういった対応が得

られているのかという御質問なんですけれども。

子育て健康課長 大変失礼いたしました。医師会との協力体制なんですけれども、今のところはですね、医師会の方と内諾という形なんですけど、実施に向けて協力していただけるというお話は伺っております。以上です。

10番 南 雲 それはすごいありがたいことだと思います。その後の対応として、御答弁にもありましたように、所見が認められた場合に必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要だけれども、松田町では十分なフォローアップ体制が取れないとのことでした。そういったフォローアップ体制を取る一つの手段として、鳥取県立療育センターの小枝達也先生は、県設置の療育相談センターと連携し、医師の確保の取組を進めることが大事だと言われていますが、療育相談センターとの連携は可能でしょうか。

子育て健康課長 療育医療センターとの連携ということなんですけれども、医師の確保もそうなんですけど、そういった連携をすることによって、医師の確保、人材の確保とかが図れるということなんですけど、なかなかですね、町単独ではこちらの連携というのは難しいと思いますので、今後ですね、例えば広域で対応していきたい。対応していくというより、今後ですね、調査研究をしていきたいと思えます。以上です。

10番 南 雲 ぜひ進めていていただきたいと思えます。小枝先生は発達障害の子供を長く見ることで、その子供たちの成長に寄り添うことができるのも楽しみの一つで、あんなに大変だった子供たちが立派な青年になって自立し、外来を卒業していく姿を見るのは本当にうれしいと述べられています。私も令和5年6月の定例会で発達障害の一般質問をしましたが、そのとき南足柄市の障害児通園施設くまさん教室を見学させていただきました。南足柄市の小学校の先生も見学に来られるとお聞きしました。私が教室に入ると、一目散に私のところに飛び込んできたお子さんがいて、とてもかわいかったです。障害は個性で、大人はその子供のそのままだと大好きだと子供に思わせることが大事だと言われてます。この世に生を受けたかけがえのないお子さんです。今年から健診費用の助成が始まり、このタイミングで取組を調査研究されて、早期に5歳児健診導入が進む



ことを要望します。

引き続き、2項目めの質問に移らせていただきます。令和5年4月、こども家庭庁が発足し、12月こども未来戦略が閣議決定されました。こども未来戦略では、これまでと次元は異なる少子化対策に取り組むこととし、その一環として、こども誰でも通園制度の創設が打ち出されました。全ての子供の育ちを応援し、子供の生育環境を整備するために、これまで保育園に子供を預けるには就労等による保育の必要性の認定が条件でしたが、未就園児の子供にも支援が届くように、親の就労に関わらず、一定期間預けられるようになります。認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子供を対象に、保護者の就労の有無などを問わず利用できる制度です。これまで就労していない等の理由で親が自宅で子供と向き合い続けて疲弊したり、誰にも悩みを打ち明けられなかったりして不安を抱え、虐待や傷害といった問題が発生した場合、発見が遅れがちになるとのことが、こども誰でも通園制度を利用することで防止ができるようになります。この制度により、親がリフレッシュしたり、保育士から助言を受けたりすることができるようになります。

この事業は、令和8年度から全ての自治体で実施することが義務化となりましたが、経過措置も設けられています。令和8年度から実施となった場合、対象者は6か月児から2歳児の未就園児ですので、令和5年度生まれのお子さんから対象となります。

そこで、今後のさくら・なのはな両保育園と足柄上病院内保育所のつくし園の受け皿の状況の見通しと、保育士確保の対応について伺います。

子育て健康課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。やはり実施していくためには、保育の受け皿の拡大していくことが必要でございます。保育士の確保も大変重要となっております。保育園が実施している保育士の確保策といたしましては、保育士の養成校、短期大学ですとか専門学校、4年制の大学に対して求人をはじめ、保育士の求人サイトを活用したり、保育園で働いてもらうためのきっかけづくりといたしまして、就職後の働き方のイメージや魅力を知っていただくため、希望された方には保育園の見学会などを実施しているなど、積

極的にですね、保育士の確保に取り組んでおります。しかし、なかなかですね、雇用までつながっていかないということもあるようです。

こども誰でも通園制度を実施するためには、先ほども申し上げましたが、保育士を確保することも大変重要なものとなっておりますので、今後も町といたしましては、可能な限り町内の保育事業者と連携協力しながら、保育士の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

10番 南 雲 保育士の確保に向けてですが、今後国では課題の整理を行っていきます、その際、保育士の処遇改善が行われることが想定できます。そのような状況になった場合、町内の潜在保育士さんへのアプローチ等ができるように準備していくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

子育て健康課長 潜在保育士というのは、保育士の資格を持っていても保育士として働いていない方、いわゆる保育士としての勤務経験があって、現在離職している方とか、資格を持っていても一度も保育士として勤務したことがない方なんですけど、アプローチ方法ということですけども、求人サイトへの登録ですとか、また保育士さん同士ですね、つながりなどによって情報共有をしたり、保育園から直接ですね、その方へアプローチするなどの方法によって、潜在的保育士さんへのアプローチをしていると伺っております。以上です。

10番 南 雲 ぜひ続けていっていただきたいと思います。とても私の周りにもそういう方いらっしゃって、もったいないなといつも思っていますので、よろしく願いいたします。

本町として、制度の本格実施を見据え、実施までのスケジュールをどのようにお考えか伺います。

子育て健康課長 それでは、御質問にお答えいたします。先ほど町長の答弁にもございましたが、この制度については、令和8年度から本格実施となりますので、今後ですね、国から令和7年1月中でなんですけど、正式な基準というのが示されます。それでですね、令和8年度から本格実施できるよう、令和7年度中に条例を整備していきます。また、対象施設の保育所の事業者につきましては、今後でもですね、調整を図っていくようなスケジュールとなっております。以上です。

10番 南 雲 そうしまして、またこの制度を知らない保護者へのアプローチとして、関係機関と連携しながら利用を促進していくことが重要であるかと思えます。この制度を知らない段階からのアプローチとして、確実に対象となる保護者の方に情報が届くように、「広報まつだ」など様々な媒体の活用に加え、新生児訪問や乳幼児健診の際の周知とともに、チラシ等を配布していったらいいでしょうか。

子育て健康課長 議員おっしゃるとおりですね、全ての方にこの制度を知っていただく必要がございますので、「広報まつだ」をはじめ、町ホームページ、SNSですね、それから出生して赤ちゃん訪問の際に、そちらのときに御案内をしたりですね、チラシとか各種教室の際に配布したりということを、そういった周知を予定しております。以上です。

10番 南 雲 試行的に実施している川崎市のたちばな中央保育園を利用した保護者からは、心に余裕を持てるようになって、子供に優しくなれたような気がするといった声があり、施設長さんからは親が一時的にでも育児から離れることで、孤立感や不安感が軽減されると感想を述べられています。経過措置を設けられていますが、町のほうでも8年実施に向けて御準備されているということですので、できるだけ8年度には誰でも通園制度が導入されることを要望して、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で受付番号第8号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

受付番号第9号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。

1番 北 村 議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。受付番号第9号、質問議員、第1番 北村和士。朝の子どもの居場所づくりについて。

共働き世帯が増えている中で、子供が小学校に入る段階で子供の居場所確保のために保護者が仕事を変えなければならない、小1の壁が社会問題となっています。今年6月の定例会で、朝の子供の居場所づくりとして、小学校の7時開門について一般質問をし、ニーズ調査をするとの回答を頂きました。その後の対応について伺います。

1、ニーズ調査の内容と結果について。

2、今後の対応について。

よろしくお願いいたします。

町 長 それでは北村議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、御質問の朝の登校時間に関する小1の壁と言われる問題につきましては、学校の始業前の児童の過ごし方ということになりますので、教育長ではなくて私のほうから回答させていただくことを御承知のほどよろしくお願いいたします。

現在、共働きの家庭において、子供が保育園などから小学校に入学する際に直面する様々な課題を「小1の壁」と表現していますが、その小1の壁には親に起こることと子供に起こること、親子ともに起きることがございます。

まず、親にとっての壁といたしましては、小学校の日課の時間帯と自らの就労時間帯の両立に関する課題がございます。例えば子供を学童保育に預ける際は、給食がない4月の1日から入学式までや土曜日、また夏休みなどの長期休みの期間中のお弁当を準備する負担や、小学校の登下校時間と保育の送り迎えの時間が違うために生じる日常生活における時間配分のずれ、溝、隔たりなどがございます。また、学校行事への関与への増加があり、役員活動、参観日や運動会、都合によってはPTA活動などに参加する機会が増え、時間的な負担が増加することにもなります。

次に、子供にとっての壁につきましては、生活リズムの変化に関するものがございます。明日の時間割の支度や持ち物の準備など、自分でやるべきことが増えるなど、新たな環境の中で生活リズムの変化に慣れず、十分な睡眠をとることが難しくなり、その結果、集中力が低下し、学習や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

最後に、親子にとっての壁といたしましては、まず学習習慣の確立に関する課題がございます。児童には本格的に始まる教科学習に関して、自宅などでの勉強時間を確保し、学習習慣を定着させることが求められ、親には宿題を見てあげる時間の確保が求められるため、お互いに負担が増加すると言われております。また、夏休みなどの長期期間中の過ごし方や親子とも新しい人間関係を

築かなければならないといった人間関係の変化も負担となる可能性がございます。これらを称して「小1の壁」と表現されているものでございます。

現在、小学校における教員の働き方改革における勤務時間の規定と、学校施設利用の責任が発生する時間帯を踏まえた始業時刻になっていることで、親の出勤時間に合わせて預けられる保育園時代との間に生じる生活リズムのギャップも、議員のおっしゃられる小1の壁の一つでございます。

本年6月定例会において私から答弁させていただきましたニーズ調査の結果でございますが、10月に来年度以降、小学校に入学を予定しているさくら保育園の52名と町立幼稚園の保護者の方81名の計133名を対象に実施いたしました。アンケートの結果でございますが、お子さんの年齢…内容ですが、お子さんの年齢やお住まいの地域、現在検討している事業を利用したいかどうかの質問、3つ目になりますが、もし利用するとしたら開始時間は7時15分、また7時30分、そのほかの時間がよいかなどを伺いました。

結果につきましては、92名の方から回答を頂き、42名の方が朝の居場所があれば利用したい。50名の方が利用しないとの回答でございました。開始時間につきましては、利用したい方42名中、7時15分からが8名、7時半からが29名、そのほか7時というのが1名、7時50分から3名、1名が未回答でございました。

今後の対応についてでございますが、今回のアンケート結果を受け、既に朝の居場所づくりを実施している先行事例などを参考に、実証事業として、松田小学校全児童を対象としまして朝の居場所を提供する取組を進めてまいりたいと考えております。この事業は、子育て世帯への支援でもある一方、児童の発達や安全の確保が最重要であることから、子供の十分な睡眠時間を確保する重要性の啓発や、早朝での事故を防ぐために保護者様の責任において小学校まで送りくださるなどの協力が必要不可欠となります。また、見守りを行っていただく人材の確保や、預かる場所を決定するなど、実施に向けた準備が必要となりますので、保護者や町民の皆様にご理解と御協力を得ながら、来年の2月をめどに実証の取組ができるよう準備を整えてまいりたいと考えております。以

上でございます。

1 番 北 村 御答弁ありがとうございます。御答弁にもありましたけど、来年2月という早急な対応、ありがとうございます。日本規模のですね、人口減少や物価高騰などでですね、時間がたつにつれて取り囲む状況は厳しいものとなっている中で、この時代を認識したですね、スピード感は本当に素晴らしいと思います。御尽力、御決断、本当にありがとうございます。

2月開始というとはですね、2月というとはですね、既に在校生については保護者が対応されていると思いますので、利用人数はさほど多くないかと思いますが、少ない人数の中で開始してですね、徐々に改善していくというやり方も、まず一步目を踏み出すという覚悟も頼もしく思いました。

さて、現在ですね、具体的な実行策を練っている状況だと思えますが、まずはですね、何時から、どこで、どのような体制で、朝の居場所を提供するお考えかをお答えできる範囲でお願いできるとありがたいです。よろしくお願いたします。

教 育 課 長 それでは、北村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、時間につきましては、概要でございます。時間については、アンケート結果をもとに保護者のニーズを反映させるようにしてまいりたいというところで考えております。大まかな想定としては、7時15分までには開始ができるような時間設定で、松田小学校の校舎、施設を利用、活用して、できましたら2人以上の方に見守っていただく方法で検討してまいりたいと考えております。その際には、昇降口ではなく、地域玄関すなわち松田小学校の北側の職員玄関の横にある入り口の利用を想定しております。以上でございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。回答の中にですね、早朝での事故を防ぐために、保護者様の責任において小学校までお送りくださるなどの御協力とありますが、やはりこれ、見送りというのは必須とお考えですかね。よろしくお願いたします。

教 育 課 長 見送りの件でございますが、学校の校門にですね、足を踏み入れたところから学校としての責任が生じると考えておりますので、通学路での児童の安全に

については、一義的には保護者の責任において登校させていただくものだというふうを考えております。朝の早い事業実施に当たりましては、当然朝の早い時間での登校で、今とは30分程度時間変わるのかなと。そうすると、場所によってはですね、見守りのボランティアの方もいらっしゃる、危険箇所について見守りのボランティアの方もいらっしゃる、またその時間帯によって交通量がどうしても変わりますので、児童が登校する時間はそれほど交通量ないんですけども、この事業を実施することによって少し前倒ししたことによって、交通量が多いような場所を登校するケースも十分考えられますので、そういった児童の安全を考えた際には、やはり保護者の方の送りや付添いというのがあることが望ましいのではないかとこのように考えております。以上でございます。

1 番 北 村 承知いたしました。そうするとですね、1つちょっと疑問が生じますので、お答えください。私がですね、朝の校門の状況、松田小学校ですけどね、校門の状況を確認しましたところ、7時45分の開門を待っていた生徒が13人…10人以上いらっしゃいました。そしてですね、開門後に校舎が開くのを待っていたのが、7時50分で大体50人弱。7時55分では大体100人以上の生徒がいました。今回の早期開門が始まって、親の見送りが必要となると、親が同伴してきた子供は中…室内に入れて、子供だけで登校してきた子供は入れないというようなゆがみというか、ひずみというか、生じると思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

教 育 課 長 議員おっしゃられるのは、通常登校の今現在の登校の子供たちのことかというふうに理解するんですけども、そういった子供たちというのは、従来どおり校門から、正門から入って昇降口のところで8時に昇降口が開くのを待つような状態になっていると思います。今考えておりますのは、地域…先ほども申しました、繰り返しになりまして恐縮ですが、地域玄関を利用するというので、昇降口とはまた別のところを利用できればなというふうに考えておりますので、動線が異なりますので、交錯することはないのかなというふうに考えております。また、通常どおりの児童に、登校の児童に対してはですね、昇降口前で滞留、100人程度、10分前になると100人程度滞留しているということなん

ですけれども、そこについてはですね、8時登校の原則で、開門の原則ございますので、マチコミメールなどを通じて、なるべく8時に到着するようというところで今はお願いをしているところでございますが、改めてそこら辺、保護者の御協力を賜りたいというふうに考えております。

また、今回、居場所事業という整理でございますので、事業の対象者としては、やはり保護者の都合で、やむを得ず早朝に家を出なければならないという児童を対象とすることにしております。やはり児童の安全に鑑みまして、保護者にも説明した上で、あらかじめの利用登録制にして、対象者の安否確認にも配慮しながら運営していくのが適切だというふうに考えております。以上でございます。

1 番 北 村 おっしゃるとおりですね、一番大切なところは、子供の安心・安全というようなところではありますので、その話、ましてやですね、今年…来年2月というスピードをもって開始されているというところがあって、今検討しているところではあると思いますけれども、多分今の段階でああだこうだという話ではなくてね、始まってみるとやっぱり、ああ、ここがというようなところはありますので、都度都度改善しながらですね、来年4月に向けて形をしっかりとつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

またですね、2月をめどで現在12月、そんなに時間は残っていないかと思いますが、回答の中には子供の十分な睡眠時間を確保する重要性の啓発や、早朝での事故を防ぐために保護者様の責任において小学校までお送りくださるなどの御協力などですね、保護者様に御理解いただくことが重要とございました。私ももちろんそう考えますが、啓発活動やボランティアさんですかね、の人集め等も含めて、2月に向けてですね、どのようなスケジュールで進まれるのか、ちょっとお答えよろしく願いいたします。

教 育 課 長 子供の睡眠に関しては、やはり啓発活動というのを学校とかを通じてですね、保育園とか幼稚園、学校を通じてやっていかなければいけないなというところで、パンフレット、チラシのようなものがございますので、そういったものを出していくのかなど。また、事業実施に関しては、まだ詳細な計画が確定して



おりませんので、できるところからというか、始めてまいりたいというふうに考えております。具体的には、趣旨に賛同していただく方のボランティアの方の募集であったり、保護者に事前に事業案内というのを出しまして、御理解を求めていくというような形で今のところ考えております。以上でございます。

教 育 長 私のほうから1点だけお話しさせていただきたいと思うんですけども、先ほど北村議員のほうからですね、保護者の送りはどうかというような、必須ですかというお話があったと思いますけれども、町長答弁の中でもありましたが、実施している地区によるとですね、今後ですね、一番問題として出ているのが、保護者の見送りは負担になるというようなことが出ております。でもですね、私が考えているのは、保護者の見送り、送りにつきましては、必須だというふうに考えています。そこは譲れない部分だなと思っています。なぜかという、例えば7時に登校してくるといってですね、6時半頃から家を出る子供もいると思います。そこをですね、1人で歩いて来るといのは、やっぱり安全上ですね、それだけは譲れない部分だというふうに思っていますので、これを実施するに当たっては、必ず保護者が送ってもらえると。そこだけは譲れない部分だというふうに考えております。

1 番 北 村 ありがとうございます。確かにですね、6時半に家を出てとかって、その話の中で見守りパトロールもないとかっていう中で、1人ね、子供が来るというのは、今までの常識…今までのこととは違うので、安心・安全の面からですね、どうにかしなきゃいけないところというのは理解しています。ただ、ゆがみとかという話になると、7時45分かにかにね、来たお子さんが一緒に来たのに、あんたはあっちで、この子はこっちとかっていうところに現場としての、じゃあどうすりゃいいのというようなところが生まれると思うので、そういった点はね、例えばですけど、7時半からはいいよとかね、7時45分からはいいよとかって、そういう柔軟な対応をとっていただければなと思ってのお話ですので、気持ちは教育長と一緒にございますので、御理解いただければと思います。私もですね、ボランティアを集めるとかという話もございましたので、私も住民としてですね、足りないところは協力させていただきますので、ぜひお声がけ

いただきますよう、よろしく願いいたします。

さてですね、回答でも頂いたとおり、小1の壁とは、朝だけに限らずですね、放課後にも関わる問題です。9月定例会の一般質問では、低学年の半分以上が学童保育の利用者との回答を頂きました。そこで、その点についても伺いたいと思います。現在、松田町の第6次総合計画では、2040年に人口1万人を目指しています。11月1日時点で人口は1万264人、これを考えると、ここからは人口はあまり減らないと想定し、核家族での共働き世帯が増えていく可能性を考慮すると、まだまだ学童保育の利用者は増加すると考えられます。そこで伺います。学童保育の人数は現在何人で、受けられる上限は何人になりますか。よろしく願いいたします。

子育て健康課長 それでは、学童保育の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。現在の松田の学童保育のまず利用者は、123名でございます。それで、寄学童保育については3名でございます。1クラス当たりの保育人数は、おおむね40人以下と、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められております。松田学童保育は現在4部屋を使用しております、寄学童保育は1部屋を使用しております。定員といたしましては、松田学童保育は160人、そして寄保育が20人となっております。なお、来年度の利用者についてなんですが、今までの実績からの予測なんですけれども、松田の学童保育で申し上げますと、大体130人前後になるのではないかと予測しております。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。現在、寄小については20名上限で3名利用というようなことで、まだまだ上限としてはあるかもしれないんですけど、松田小としては160人上限で、今年123で来年は130名。そうなるそうですね、将来的にあと数年、五、六年後には上限に達する可能性があるかと思います。先日頂いたですね、松田町総合戦略等の取組状況でも、庁内でまとめられた1次評価では、保育所、学童保育の待機児童数については、共働き世帯の増加などの社会情勢の変化により、保育所の入所希望者が増加してきているが、町内の保育資源が少なく、対応が難しくなりつつあると。今後は町内だけでなく、周辺自治体の保

育資源と活用を図りながら、多様化する保育ニーズへの対応を進めていくと記載がありましたが、上限に達した場合ですね、具体的にはどのように対応するようなお考えでしょうか。お願いします。

子育て健康課長 入室者が上限に達した場合なんですけれども、対応といたしましては、そのときの学校の状況にもよると思うんですけれども、小学校の空き施設の活用や近隣の公共施設の空き施設など活用することが想定されます。いずれにしても、上限に達したときのこととも考えていかななくてはならないと思いますので、教育部局などと協議しながら今後対応について検討してまいりたいと考えております。以上です。

1 番 北 村 そうなるとですね、現在160名が上限というのは、現在予定している学童保育の部屋が4部屋だから160名ということであって、まだほかにも空き教室というのは存在すると考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

教 育 課 長 現在ですね、小学校1年生から6年生までで12クラス、特別支援級が4クラスございまして、16クラスございますので、今後のこの数字は変化していくとは思いますが、小学校の中で利用できる教室があるかということであれば、あるということでございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。いずれにしても、すぐにはですね、上限に達しないと思いますけれども、2040年、1万人というようなところを目指しておりますので、その可能性は十分にあるかと思えます。

またですね、学童保育について、来年度どのような取組をされるのか、新しい取組を中心にどのようなお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいです。よろしくお願いたします。

子育て健康課長 学童保育の新しい取組といたしましては、特に長期休業中、夏休みですとかそういったときですね、日中の活動については体育館をお借りして、その体育館を利用した遊びなどを取り入れていたり、新しい遊具など、また今度増やしていき、子供たちに充実した時間を過ごしていただけるような、新たな取組を考えております。

またALTの活用についてですが、授業や遊びの中で交流したり、英語に触

れる楽しさを体感することによって、英語の学びの充実につながっております。こちらでも大変好評を頂いておりますので、来年度以降も引き続き実施していきたいと考えております。

また、新しい取組といたしまして、今年度ですね、学童保育施設向けのICT化としてシステムを導入いたしました。このシステムによりQRコード読み取りによる児童の入退室管理、保護者へのアプリを通じた予定表の配布、入室予定申請などが可能となりました。これによって保護者の方の利便性の向上ですとか、支援員の業務の負担軽減、また効率化が図られているものでございます。町としましては、このシステムをさらに有効に活用していきまして、学童保育のICT化により来年度もさらに安全で質の高い保育を推進していくことを目指してまいります。以上です。

1 番 北 村 6月定例会ではですね、松田町人材バンクとの連携についてもお願いいたしました。そちらについてはいかにお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

子育て健康課長 人材バンクの活用につきましては、学童保育をより一層有意義な時間を過ごしていただくこととか、活動の幅を広げていくことから、活用につきましては今後も教育委員会と連携を図りながらですね、子供のニーズや現場の支援員の御意見をお聞きしながら、活用できるものは積極的にですね、活用を考えていきたいと思っております。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いたします。内閣府のですね、少子化社会対策白書、厚生労働省のですね、子ども・子育て支援に関する調査を確認すると、子育て世帯にとってですね、最も関心が高いことは、保育・教育環境の充実です。具体的にはですね、保育所・幼稚園待機児童、小・中学校の教育水準、放課後学童保育や習い事、塾などの選択肢などが挙げられています。松田町は2040年に人口1万人を目指しています。今年状況を見ると、11月1日時点では社会増としてはプラス63人、これは皆様の努力のおかげですね、魅力的な町と評価されている証拠であり、誇らしい数字だと思います。しかしですね、自然減119も含めると、松田町の人口としてはですね、ト一

タルで1月から56人減少してしまっています。2040年1万人の目標を達成するにはですね、自然減と同等レベルの社会増を目指す必要があります。そのためには子育て世帯が最も関心のある保育・教育環境の充実をすることが必須だと考えます。学童保育の充実は、子供たちに安全で健やかな成長の場を提供し、親が安心して働きながら子育てできる環境を整えるための基盤となる重要な施策です。現代社会では、共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い、学童保育の需要が急速に高まっています。待機児童を出さないだけでなく、柔軟な利用時間の確保、質の高い教育支援、地域との連携を通じた多様な体験機会の提供が求められています。これらの取組は単なるサービス拡充にとどまらず、子育て世帯に選ばれる町を実現する鍵となります。子育て環境の充実は、地域の将来を支える世代を育むと同時に、移住や定住を促進し、町全体の活力を固める戦略的な意義を持ちます。また、ここ最近では、子供の第三の居場所として、民間団体が町体育館にてクラブハウス松田を運営していただき、常時10名以上の利用者があるそうです。民間と行政が共に町をブラッシュアップしていく理想的な体制も出来上がってきていると認識しています。未来を見据えた決断と行動が私たちの町をよりよいものにします。子育て世帯に選ばれる町として、子供たちの可能性を最大限に引き出し、次世代に誇れる松田町を共に作り上げていきたいと思っています。

最後に、全般を通してですね、町長から御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長 御質問ありがとうございました。先ほどの人口動向についてはですね、昨日秋田谷議員のところでも私もちょうどお話しして、北村議員お休みだったから御存じないかも分かりませんが。12月1日時点の話を昨日させていただきましたけども、今年の1年間、去年のね、丸々令和6年という1年間ですけどね、1か月ちょっとずれてますけど。生まれてきた子供が34人、亡くなった方が159人ということで、本当に自然減少で125人が松田町からなくなっていると。生まれてきている子供が34人ということになると、今、35人学級で言うと1クラスになっちゃうような状況。その子供たちが一部、例えば私立の小学校に行くとか

いう話になってくると、もう間違いなく1クラスになっちゃうわけですよ。非常に危機感を感じているところでもございます。その分をですね、補充してくれているのが、社会増加という形になりますけども、その数字でいくと、入ってきてくれているのが870人、転出が799ということで、71名が増えているわけなんですけど、その中にやはり今の宅地化が町内見ていると進んでいるところの中で、比較的やっぱり若い方々が住み続け…住み移ってきていてくれるなという感想は持っています。そこから考えると、これからさくら保育園の、昨日の質問もありましたけど、さくら保育園自体の保育環境というものが、もうやっぱり0歳から預けたい、1歳から預けたいと、早い段階から預けたい方々がいらっしゃる中で、ちょっと保育ニーズが高くなってきていて、保育所という部分で松田町、確保できるのかというような心配も非常にしているところでもありますので、今後は幼稚園と保育園との連携を強化しながら、お互いで、その部分でも待機児童をとにかく出さないような地域づくりをしていくということでもあります。

そうして考えていくとですね、やっぱり子育てしている方々が預けたいというときに、ぱっと預けられるような安心感。待機が出ない安心感。とにかく安心というのが本当に感じ取ってもらえるところにやっぱり子供が少しずつ1人、2人、3人と増えているというふうなことをですね、先進地のところに視察に行ってもやっぱり感じたところでございますので、やはり子供が増えているからというような感覚で今までいましたけど、まず受け皿をやっぱりしっかりとつくって、その中にやっぱり入ってきてくれるような人たちを増やしていきたいというふうに考えていますので、今後は子育て世帯の方々のお考えをやっぱりいろいろニーズを聞きながら、安心して預けられる、要は住み続けられる町を目指していきたいというふうに考えますので、来年度予算についても、これから査定…いろいろやっていきますけれども、なるべくそういったところにちょっと力を入れてですね、取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。私もですね、住民の一人、議員の一人としてですね、この取組に活動からですね、協力してまいりたいと思いますので、ぜひともで

すね、一緒によろしく願いいたします。

これでですね、一般質問終了させていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第9号、北村和士君の一般質問を終わります。

こちらで暫時休憩といたします。再開は10時20分になります。(10時07分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時20分)

引き続き一般質問を行います。

受付番号第10号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。受付番号第10号、質問議員、第3番 吉田功。件名、松田町生涯学習センターの施設整備について。

要旨。松田町生涯学習センターは、松田町の教育・文化の中心となる施設であるばかりでなく、災害時のいわゆる避難所としても位置づけられています。

そこで、生涯学習センターの機能整備についてお伺いいたします。

8月31日の豪雨では、松田町生涯学習センターはいわゆる避難所としての案内がされましたが、雨漏りで電気室に水が入り込み、停電が生じました。雨漏りに対する具体的な対策について、どのように進められていますか。

学習センターとしてICT整備の充実について、どのように進められていますか。

以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきたいというふうに思います。

御存じのようにですね、令和6年8月末にですね、台風10号が発生をいたしました。その影響で、松田町ではですね、8月27日から9月1日にかけて断続的に雨が降り続けました。県の雨量計では514ミリの降雨量を記録をいたしました。幸いですね、人的被害はありませんでしたが、生涯学習センターの雨が降り続いたためにですね、生涯学習センターの地下にあります電気室の壁と床の境目から水がにじみ出てきて、その水が床にたまってですね、たまってしまいました。それをですね、見回りの職員が発見いたしまして、電気保安事業者の判断によりまして、建物全体を停電とさせていただいた経緯がござ

います。停電になったことですので、9月1日は全館臨時休館とさせていただきましたので、御利用される方々には大変御迷惑をおかけしました。この場をお借りいたしまして、改めてお詫びを申し上げます。

さて、生涯学習センターの雨漏りに対する具体的な対応についての御質問でございますが、生涯学習センターはですね、昭和56年7月に竣工いたしました。既にですね、43年が経過をしております。そのためですね、修繕を重ねながら運営をしているところでございます。直近では平成27年に地方創生の補助金を活用しまして、ボルダリング施設を整備するとともにですね、必要な補修工事を行って延命化を図ってきました。

議員御質問の漏水対策として、第3回臨時議会におきまして修繕工事に必要な補正予算をお認めいただきました。その後、排水を確保するなどの修繕を実施しましたので、9月に発生した電気室の漏水による停電というようなことは、今後ないというふうに考えております。しかしながらですね、完成後43年が経過しておりますので、目に見えないような箇所の劣化なども考えられます。今後ですね、今回を超えるような降雨などが発生した場合には、別の箇所で同様に雨漏りが発生する可能性がございます。その場合にはですね、その都度対応を図っていきたいというふうに考えております。

2つ目の質問のICT設備の充実についてでございますが、現在生涯学習センターでは、施設予約の受付と図書館の本やCDの貸出について、システムを導入しております。登録者であればですね、直接施設にお越しいただかなくても予約ができる仕組みとなっております。またWi-Fiの設置につきましては、平成28年度より生涯学習センターの利用者の方向けに無料のWi-Fiを導入しております。今後もですね、利用者の声を聞きながら、サービス向上に努めていきたいというふうに考えております。

3 番 吉 田 丁寧な回答をくださり、ありがとうございます。再質問に移らせていただきます。

6月の第2回定例会では、松田町生涯学習センターをゴールデンウィーク中に全て休館とするのは、消極的な運営と活用ではないかという質問をさせてい



いただきました。その後、松田町生涯学習センターの活動について拝見させていただくと、NHKのど自慢といった外部からの大きなプログラムや、ほかに町民大学や文化祭、または演劇、サーカス、映画会といった町関連プログラムや町民の日本舞踊やダンスの発表会等で活発な活動をされていることに敬意を表します。私も自分の趣向から、町民大学に度々参加させていただきましたが、いつも盛況で、楽しく学ばせていただきました。また、図書館を頻繁に利用される町民の方からは、図書館のテーマごとにいろいろな展示をされていたのはすばらしかったと、ぜひ伝えてほしいというような言葉も頂きました。

このように、生涯学習センターは町民にとって文化・教育の中心となる施設であると思います。また、さらに災害時の避難施設としては、学校施設も考えられますが、最近の豪雨時の一時避難としての施設としては、大変有効な施設です。地震時の大規模災害では、もちろん学校等の施設を使うことになると思いますが、現在ぐらいの災害の場合では、役場との連絡作業や災害後の復旧作業を考慮すると、役場と隣接している生涯学習センターは避難施設としても大変有効なものであるということはいうまでもありません。しかし、8月31日の豪雨では、いわゆる避難所として案内されながら雨漏りによる停電が発生しました。幸い多くの避難されている方がいなかったということで、特に事なきを得たとは思いますが、以前から雨漏りについては心配されていました。ボルダリングの工事のときに修繕が行われたとも聞いていますが、どのような修繕が行われたのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

教 育 課 長     それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。教育長答弁にもございますように、今、平成27年に地方創生の交付金を活用いたしまして、ボルダリング施設を設置をいたしました。その際に、同時にですね、補修工事ということで、何か所か工事を実施をして、補修工事を行ったというところは聞いているところでございます。そのときどこをやったかというお話でございますが、通常考え得る要所要所ですね、箇所について、漏水、雨漏りというのが様々なところで行ったので、屋根を中心に防水工事等を行ったところでございます。以上でございます。

町 長 やった箇所のお話を私のほうから補足します。まずは外壁のところにボルダリングの施設がありますけども、やっぱりあそこもひびが入ってたりしましたので、そこから水が漏れているのもあります。あそこにボルダリング施設をやっぱりつくるといふことになる、補強もしなきゃいけないということだったので、ひび割れのところに注入をしたりだとかいうことをやらせてもらって、ボルダリング施設を設置をしました。その結果、その部分については水が入らなかったというのが1つ。もう一つは、室内にこのボルダリング施設をつくりまして、それプラス、あれはボルダリングをやるために改修工事をしたわけじゃなくて、国際交流も含めながら、スポーツもできるようにしながら、あとは舞台でのいろんな、だから古いものもあつたりとかしたので、それから環境を変えるために音響とか照明とかを変えさせていただくというふうな総がかりな改修、事業計画を立てて国から予算を認めてもらってやった事業であります。そのこともあつたので、それをやっぱり継続してやっていくためには、屋根のほうの補修もしないと、その工事が、その事業が結果的に継続してできないということで、一部そういった部分の屋根の防水も兼ねた改修工事をさせてもらったということになります。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今年1月に総務文教常任委員会として、天井裏や屋上を拝見しました。天井裏は雨漏り時の水をためるシートが張られていました。その日は晴れていましたが、そのシートには既に水がたまっていました。1月ですから、そんなに大雨があつたわけではありません。日常的に雨漏りは起きているんだなというのが私の感想でした。その後、旧中央公民館部分の屋上を拝見すると、防水シートは朽ちて剥がれていました。壁と壁との間を埋めるシリコンも古くなっていました。このような部分が修繕されなかつた理由を教えてください。

町 長 椎野館長、当時担当じゃなかつたので、遠藤課長いらっしゃいますけど、私のほうから。（私語あり）でいいですよ。そのときですね、その分やらなかつたのは、やはり先ほど申し上げたように、スポーツ施設もしくは複合施設にするために、必要な箇所があつて、その箇所に関係ないところは、そういった

工事やると、要は補助金の対象外になるということもあって、そういった仕組み…機能を持たせた部分だけしかできなかったというふうに御理解いただければと思います。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今後そのような部分の修繕というのは、考えていただけるのでしょうか。

町 長 やりたくてしょうがないというのが本当の内心です。ただ、いろんな先々のことを考えて、今、財政運営も含めていろんなことを町の運営をしているんですね。本当に余裕がある松田町さんではないので、非常にやらなきゃいけないことがめじろ押しの中で、時に生涯学習センターに関しては、空調塔とかが古かったので、やっぱりその避難所ということもあって、億近いお金をかけて改修をしたり、当然補助金をもらいながらですけども。それと雨漏りもこういった形でやってはきているようなところで、今のところ最低限という表現すると非常に恐縮なんですけれども、何とか運営ができるような状況までの中で今、運営しております。ですので、全体の今後の財政需要と様々な、いろんなお金がとにかくかかることなんかクリアできればですね、本当はもう全面改修を一気にやりたいというふうな考え方はありますけども、今はそこにちょっと至ってないような、いろんなことを考えると、財源不足に陥っちゃうような、そういった状況でございますので、気持ちはやりたい。しかしちょっと今のところ、そこに手をつけられないというのが現状だということで御報告しておきます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。では、今のお答えですと、この辺の修繕についても承知はしていると。それでいろいろな状況によっては全面改修ということも場合によっては、これはもういろいろな財政等が許せばということですけども、財政等が許せば建て替えとかというのも将来考えられることではあるというような考え方でよろしいでしょうか。ただ、やはり今のお話というのは、当然何でもかんでもできるというわけではないですから、そういうことも気にしなきゃいけないなとお考えでいられるというような考え方でよろしいでしょうか。

町 長 前提はそうなりますけども、恐らくそうなったにしてもですね、うちの今の

収入と支出と、いろいろなことを考えて、補助金があったにしたって、多分建替えは難しいと思っています。改修工事で立派な施設にはなるというふうにはちょっと考えているところでもございますので、本当に可能な限りやりたいですけれども、ない袖は振れないというのもありますし、御存じのように大事業が控えておりますから、その辺も勘案しながら今後進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今、生涯学習センターの活動などを見ると、先ほどもお話ししたように、大変頑張ってやられている、盛り上がってきているというところなので、ぜひね、施設についてはいろいろといい形で整えていっていただきたいなと思ってます。

その一つとしてですね、松田町ではICT施設が充実した環境でおもてなしという、うたわれております。私は大変すばらしいキャッチコピーだと思っています。しかし、実際にはどこの部分でどのICT設備の環境を指しているのかと。具体的にどのようなおもてなしをしようとお考えなのかを、ちょっと構想を、これから…今までどういうふうなところに来てきたのか、またこれからどういうふうなところを整えていきたいのかということをお願いできればと思います。

参事兼政策推進課長 今の御質問にお答えをさせていただきます。2020年の夏季オリンピック・パラリンピックでですね、東京に誘致をする関係のプレゼンでですね、大きな脚光を浴びたこの「おもてなし」でございます。当町におきましては、松田町を訪れる方々や町民同士の思いによりですね、このおもてなしを推進しようと、平成25年の8月のまつだ観光まつりのときに宣言をさせていただきました。これによりですね、この目的が地域や人とのですね、結びつきや松田町のイメージアップを図り、最終的には交流人口や定住人口につなげることを目的として進めていこうというふうなものでございます。ここがですね、これにおける宣言の内容に10項目をですね、掲げておる中で、その一つに、たしかICT設備が充実した環境でおもてなしということを掲げてございます。当初ですね、これを受け、一番最初にですね、役場の2階の窓口でですね、案内をする、おも

てなしをするという関係で、ペッパー君というものを設置したのが始まりかなというふうに私は認識をしております。現在ですね、それと同時にW i - F i の設置とういことで、各施設にですね、W i - F i をした経緯もございます。現在はそのW i - F i についてもですね、生涯学習センターにおもてなしというところでW i - F i を設置しているのが現状でございます。

そのほかですね、新松田駅のつむG O という場所があります。そこにデジタルサイネージというものを設置しておもてなしをしようというところまで進んでおります。

さらにですね、これは昨日の一般質問にございましたA I オンデマンドバスも同じです。多くのお客様をバスに乗っていただいて、I C T を活用して取り組んでいくというのも1つ。その中で、車の中にですね、松田の情報発信をして動画を流していると。これもおもてなしの一つと考えております。またですね、町の臨時駐車場なんかもございます。町営臨時駐車場、そこが今まではカードでやっていたんですけども、そこをてきぱきとする中でですね、キャッシュレス化を含めてですね、取り組んでいるのもこの一つかなというふうに考えてございます。

さらにですね、I C T という観点では、移住定住のパンフレットなども作っております。また今後ですね、いろんなものを作っていくこの冊子の中をですね、ホームページなどのデジタル化にして、本のようにめくれるような形でですね、周知をしているということも一つかなと考えてございます。

また、コロナ禍であってですね、ウェブ会議なんかを活用しながら、そういうデータを活用しながらですね、多くの方と交流をできるような場の提供、さらにS N S を充実するという観点でL I N E の発信、そしてインスタの情報発信などにも努めていくこととしております。

またですね、寄の管理センターなどにつきましては、この前、補正予算でお認めいただいたおもてなしする中の予約システムの構築などにも今現在進めているところでもございますので、こうした様々な観点からですね、おもてなしというところで、松田町においては進んでいる状況と認識をしております。以

上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。これ、私の感覚で、ちょっとずれていたなと思ったのは、私、これは、なるほどICTを使った機器でおもてなしというようなことなんだなと。私、このICT設備の環境でおもてなしということだと、いろいろな通信について自分が持っているそういうような通信機器が割と使いやすいというような感覚を得ていたんですけども、ちょっとそれとは違っていたんだなというふうな感想を持ったところでございます。そういうところで、かなり頑張ってもらっていたということは今理解できました。

それで、実は展示ホールでは携帯電話やインターネットの通信機器というのは…生涯学習センターの展示ホールでは、携帯電話はインターネットの通信機器が使いづらいという環境となっております。いわゆる避難所として設置されていたときも、どんな感じで避難所って設置されるかなというように、こうやって拝見させていただいたんですけども、この場合、避難している方が中で携帯電話を使うというのは、マナーの面では気にしなければならないところですけども、通信機器自体が使えないというのは、避難をしている方々にとっては困ることではないかと思っております。この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

教 育 課 長 それでは御質問にお答えをいたします。展示ホールの中でですね、一部のドコモであるとか、いろんな今、キャリアがあるかと思うんですけども、そういった中でも一部の携帯電話について、ちょっとつながりにくいというお話は、窓口のほうでも受けたことはございます。しかしながらですね、ちょっとその建物の構造上の問題もございまして、ドアを閉めるとやはりかなりアンテナの数というんですかね、それはつながりにくくなってしまいうのは、なかなか改善が難しいかなというふうに考えているところでございます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。受けている側の受け方ですと、このICT設備が充実した環境でおもてなしということになりますと、やはりそのような通信機能とか、そういうものが扱いやすいというのが、サービスを受けているなというふうな感覚を持っているところではないかと思えます。最近は空港や駅やバス

や電車の中でも、フリーWi-Fiや充電設備が整っています。図書館や会議室でそのようなサービスがあってもよいのではないかと考えています。大きなお金をかけて賑わいを生み出すことも確かに考えられることですから…考えられることですが、小さなおもてなしの考え方も有効であると思いますが、いかがでしょうか。

教 育 課 長      まず、申し訳ございません。先ほどの展示ホールの中での電波の届きにくいというのも、通常皆様が使っているキャリア、携帯電話ですね、そちらのほうのそれぞれの機種の問題かなというふうに捉えているというお話でございます。

今の御質問の中で、フリーWi-Fiというお話が出てまいりましたけれども、Wi-Fiそのものは恐らく半径10メートル程度が届く範囲なのかなというふうに考えております。そうしますと、2階、3階でございます。そういった中で各部屋にフリーWi-Fiという話になると、多少予算の話もございまして、そこら辺は今ある私どもで持っているWi-Fiの機械等をですね、十分活用しながら、今後さらにサービスの向上に努めてまいりたいと。その際には予算の話もございまして、そういったところも検討しながら貸出というような形で、もう少し何ができるかなというところで考えてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

3 番 吉 田      ありがとうございます。先ほども貸出という形は話ございまして、ああ、そういう形もあるかなとは思いますが、ホールにいるときとか、また図書館に本を読む、図書館を利用しているときに、ちょっと検索をするのに使いたいとか、そういうようなこともございます。これもいろいろな予算と絡むところでございますので、すぐにどうこうということではなく、全体のバランスを考えながら進めなきゃいけないことではあるとは思いますが、生涯学習センターは町民の教育・文化の中心でございます。防災や賑わいを生み出すツールでもあると思いますので、今後も今まで以上の活用に期待をいたしまして、質問のほうを終わりにさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

- 議 長 以上で受付番号第10号、吉田功君の一般質問を終わります。
- 暫時休憩といたします。休憩中に昼食をとってください。なお、11時5分より大会議室において議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催いたします。議会全員協議会終了後に昼食をとって再開いたします。
- (10時49分)
- 議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。
- (13時00分)
- 日程第2「議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例」についてです。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。
- 令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。寄地域の貴重な財産である旧寄中学校の位置づけを明確化し、利活用を推進するとともに、行政財産として民間事業者の有するノウハウをより効果的・効率的に活用するため提案するものでございます。
- よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について御説明させていただきます。
- 制定の理由といたしまして、町では寄幼稚園や寄小学校の存続を目的に幾つかの事業が始まっています。その一環として、寄地域の貴重な財産である旧寄中学校の位置づけを明確化し、利活用を推進するとともに、民間事業者のノウハウをより効果的・効率的に活用するため、本条例を制定するものでございます。
- それでは、議案1枚をおめくりいただきまして、おめくりください。本条例は新規条例でございますので、各条ごとに説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- まず、第1条につきましては、本条例の提案どおりの趣旨でございます。第



2条につきましては、名称及び位置を規定させていただいております。第3条につきましては、拠点施設の構成を規定し、第4条では拠点施設の業務、第5条につきましては利用の許可の規定でございます。

恐れ入ります、2ページ目になります。中段の第6条では利用権の譲渡の禁止を、第7条につきましては利用許可の取消しの規定を伝えさせていただいているところでございます。

3ページのほうをお願いいたします。3ページの第8条につきましては、来館の制限でございます。第5条第2項各号に掲げる事由に該当する者は、拠点施設へ来館することができないよという規定でございます。第9条は使用料の規定でございます。こちらにつきましては、施設利用者は別表に定める使用料を納めなければならないという規定でございます。第10条では日割り計算を、第11条では端数計算、第12条では使用料の減免、第13条では使用料の不還付をそれぞれ規定するものでございます。第14条につきましては損害の賠償の規定でございます。

恐れ入ります、4ページ目になります。第15条は原状回復の義務の規定を掲げてございます。第16条は管理の代行でございます。拠点施設の管理運営上、必要があると認めるときは指定管理者に拠点施設の管理を行うようにすることができる規定を定めたものでございます。第17条、利用料金でございます。前条の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は第9条に規定する使用料に代えて利用料金を指定管理者に納入しなければならない規定でございます。第2項につきましては、利用料金の額につきましては別表に掲げる額を上限とした範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができる規定でございます。第3項は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者と収入とすることができる規定を定めたものでございます。第4項は利用料金の減額または免除規定、第5項は既納の利用料金の還付でございます。

5ページ目になりますが、第18条につきましては指定管理者の業務の範囲を規定しております。第19条には経費の収受を、第20条におきましては指定管理

者の管理に係る読替えを規定しております。第21条は委任の規定を定めているものでございます。

附則でございます。施行期日です。この条例は、令和7年4月1日より施行するものでございます。第2項、準備行為です。松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他行為は、この条例の施行前においても第16条の規定の例により行うことができることを規定しております。

なお、参考資料1は松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）と、参考資料2では11月15日に御説明させていただきました全員協議会の資料を添付させていただきますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 何点かありますけれども。この新規条例は、今まで普通財産として貸付をしていた旧寄中学校校舎等についてですね、公共用財産とするための設置及び管理に関する条例の制定だというふうに理解をしていますが、そのこのところですね、第4条の業務というのが、実際かなり概念的な表現になっていると思われれます。今行っている食肉の加工等、あと農業…農村アカデミーでしたか、そういった業務というのは継続をしてというふうに理解をしてよろしいのか。まずその点をお伺いをいたします。

参事兼総務課長 ただいま井上議員の御質問にお答えします。今現在やられている寄中学校の契約につきましては、あくまでも今は普通財産という形になりますので、今度この条例がお認めいただければ行政財産という形になりますので、そうしますと普通財産の契約は一回解除という形になります。以上です。

9 番 井 上 契約としてはね、当然そうなるを得ないんですけども、私が聞いているのはそこじゃなくて、その第…条例のですね、第4条の業務がちょっと概念的すぎるので、具体的にはどういう業務を、どういうことをですね、行うかということ

を、今、普通財産として貸し付けている内容と同じようなことがここでも公共用財産となって、ここでそういうことも行っていくのか、どうなのかという点です。いかがでしょうか。

参事兼総務課長　　すみません。こちら第4条の業務でございます。概念的とおっしゃられますが、今現在、普通財産で貸している業務も、もちろんこの第4条に規定する業務に該当いたします。以上です。

9 番 井 上　　ありがとうございます。そうすると、今ですね、食肉加工を行っているんですけども、それも引き継がれるというふうに理解をするとですね、本当にそれが公共用財産なのか。町のほうの行政財産、普通財産と公共用財産というふうな区分ができてきますけれども、やはり公共用財産というのは一般的に町がですね、町民が誰しも利用できる、訪れることができるというふうな施設を対象としているというふうに私は理解しています。であるのに、ここの、そういったふうな内容ですとね、じゃあ一般的に町民は何を利用するのかという点ですね、かなり疑問であります。そうするとですね、ここのところはちょっとその、この条例自体、公共用財産の設置及び管理というところからは外れてくるのではないかなというふうに考えるんですね。そうじゃなく、例えばそのところを、例えば会議場で一般町民が利用できる、それぞれの例えばサークル活動の中で利用できる、そういった施設であれば公共用財産に今までの中学校校舎を普通財産にして、再度それらの利用を町民のための施設とするべき条例として制定をして、公共用財産とするのであれば分かりますが、今のような特定の業者を対象にした施設であるとですね、ここの趣旨から第4条等が本来的な公共用財産の設置には当たらないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

参事兼総務課長　　今、井上議員の御質問なんですけど、あくまでも行政財産というカテゴリーにすれば、もちろん指定管理者という業務が管理の代行はできるものでございます。その中で、行政財産になれば、もちろんその指定管理者制度を導入することも考えられますので、その中で例えば管理の、指定管理者の中で、例えばそのような形での町民の運用とか、町民の利活用とかいうこともやっつけられる

事業者の提案であれば、事業者がそのような考えがあれば、やっていかれるという形でありますので、決してこれが特定の業者とか特定のだけだということじゃなくて、広く利活用するための公共用財産として町は位置づけておりますので、今後の利活用の仕方等だという形で理解しております。以上です。

9 番 井 上 そのこのところですね、じゃあ町民が誰もね、利用ができるのですかと。そういう施設なんですかと。そういうためのここで改修工事を行うという予算は、9月で上程されまして、ここで補正予算ですね、その財源変更をするんですけども、特定のね、事業所なりそういった、例えば食肉加工をするための施設であればね、町民が利用するというのは当然考えにくいですよ。ですので、本来的な普通財産であれば普通財産で運用をすべきものであり、この条例自体ちょっと方向性が違うんじゃないかなというふうに思います。説明員のほうの説明としてはですね、分かりましたけれども、今回はこれは新規条例なり委員会で付託をされると思います。しっかりとですね、その辺も委員会のほうで審議をしていただく内容かなというふうにも思います。

この条例関連、関係で、私もですね、市町村課のほうに問合せをしてみました。起債も補正予算のほうで計上されているというところで。本当にこういう食肉加工をするためのとか、事業者が農林水産アカデミーを行うという特定の業者のための施設であるかどうか。というのは、やはり県のほうはそういったところは関知しませんと。町の議会がその条例を通すかどうかが一番重要な点ではないかというふうに県のほうもですね、回答をいただきましたので、しっかりとですね、審査をしていただきたいというふうに思います。終わります。

町 長 大前提をとにかく曲げられているような気がするんですよ。井上さんはよく分かっているからね、あえて言いますが、行政財産って何ですか。そもそも。目的を持って町の方向性を見据えて、こういうものに使いましょうということが行政財産じゃないでしょうか。その中で今回ここに趣旨のところを挙げさせていただいたとおりに、この内容のとおり、こういった目的を持った施設として、これから町民の方々も、また議会の皆さん方もチェックができるような施設にして、とにかく風通しがいい、また明確な場所にしましょうと

というようなことでもあります。ですので、目的を全く持っていないような状態の中で我々がして、今回のような行政財産にしたいというふうなことを皆さん方をお願いしているわけじゃ全くないということだけは、まず入り口として間違っ  
てほしくないのが1点目。

もう一つは、食肉加工所の話ばかり先に出ますけども、多分説明が悪かった  
んでしょう。あえてもう一回お話ししますと、あそこはまず農業アカデミーと  
いう広いカテゴリーの中の…中で、耕作放棄地対策もしなきゃいけない。新た  
な産品も作っていかなくちゃいけない。その総合的なところの中の一つとして、  
畜産という部分の鳥というものがあるならば…あるので、その分の加工施設を  
造ることによる、またその加工施設を造って、その加工をするための様々なよ  
うなことを地域に展開していきながら六次化を図っていきたいと。そのとき  
には当然ですけども、地域の人たちをそこに呼び込み、それで一緒に加工して  
いく。ましてや空いた部屋も部屋もありますから、今で言うと端的に話をす  
ると、藍染めの会の方々にも来てもらって、一緒にそこで、藍染めも拠点がない  
という話ですから、一緒にやってみましょう。そのときに農業体験もできま  
すよね。今度だんだんそれを職にしていきたいと思いますというようなことの学び  
の場なんです。いろんな人たちがですね、不特定多数で来るという場所になっ  
た場合に、学校というのはある程度の特定の方々に来る人たちだということで、  
建築基準法で決められている中で設備投資がされているので、いろんな人た  
ちが来るというふうな場所にしてしまうと、億近いお金をかけて改修しなく  
ちゃいけないというふうなこともありますので、そういったことを勘案しながら、  
アカデミーをやられていると。

話戻しますけど、この拠点施設については、同じこの第4条の業務は、今の  
業者さんでもできます。できますけども、さらにやはり町民との距離を近くし  
たいがために、普通財産という形で、あそこで何やってるんだろうと言われる  
ような場所にしないために行政財産にして、皆さん方に明確にしなから、目  
的を持ってこの施設を運営してもらいたいというふうな格好で、今回御提案を  
させてもらっているのです、そもそも行政財産が何なのかというところから皆さ

ん方御議論いただければというふうに思います。多分、委員会では私、呼ばれないので、ここで発言させていただきました。以上です。

9 番 井 上 そのこのところですよ。行政財産は公用財産、庁舎、消防施設、公共用財産は学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など、市民が共同利用する財産というのが地方自治法とか地方財政法の中で定義されているものですよね。でも、先ほどの総務課長の答弁等々ですね、あとまた現在の普通財産の契約をしている業務がそのまま引き継がれるというところですね、なかなかそこは今、町長も言われましたけれども、本当にその食肉加工を町民の方が共同利用するのか、そうじゃないでしょう。やはりそれは、その事業者が、民間事業者がやっぱり営利のために行う事業のために、そういった共同利用をするということではなく、その業者が利用している、そういった事業に町民がある程度は参画をするというふうな考え方であるとですね、これは絶対に公共用財産にはならないというふうに考えます。

そういったそれぞれの意見があるということですので、しっかりですね、委員会のほうでも審議をしていただきたいということで終わります。

参事兼政策推進課長 先ほど井上議員のほうからですね、県に確認したということの回答を私も全てもらっています。その中で、地方財政法に記載する第5条ただし書き第5項の公共施設と公用施設についての確認をさせていただきます。おっしゃるとおり、学校、道路のような住民に利用できるものというのもございます。ただし、住民にですね、直接利便性を与えることを目的とした施設というところも言われております。その中で、やっぱり町が判断をし、この趣旨のもとにですね、今後地域コミュニティーの形成、そしてプロモーションによる交流人口の拡充等々、こういう目的に即していることが町民に利便性を与えるということを目的であれば、それは公共施設として扱うということを県にも確認し、また地財法ですね、逐条解説にも書いてあるというところから、私はこのように考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ありますか。

8 番 田 代 この新規条例については、総務文教ですか、そちらに付託ということなので、

私は産業厚生ですので、質問させてください。

6 ページ、使用料の別表をお願いいたします。旧中学校校舎 1 平方メートル 1,000円、その他附帯施設 1 平方メートル当たり 500円となっています。附帯施設は多分隣にある倉庫かと思うんですけど、どのようなものかというのが 1 点目です。

2 点目、1,000円と 500円の根拠です。

3 点目、これ、面積掛けて金額出ると思うんですけど、全体で幾らぐらいになるのか。この 3 点についてお願いいたします。

参事兼総務課長 まず初めに附帯施設につきましては、旧寄中学校の前の校庭の、一部校庭の部分でございます。こちらのほうが附帯施設で、今現在、駐車場として使っているところでございますので、そこが附帯施設という形になります。

それから、2 点目のこの積算根拠でございますが、基本的に一応この使用料の積算につきましては、今現在、松田町の創生拠点施設の条例を参考にさせていただいておるんですが、そこにもやはり町としての基本料金という形の積算がございます。そちらをもとにいろいろ調べさせていただいた中で、基本的に駅周辺の施設が大体平米当たり 2,000円前後でございます。それをもとにですね、松田地区と寄地区の土地の価格を比較しますと、大体寄地区の価格が大体 30%程度という形の価格でございますので、その 2,000円に対して 30%を掛けて 600円。600円を 1,000円単位で切り上げて 1,000円という形にさせていただいているところでございます。

附帯施設のほうは一応駐車場として利用しておりますので、標準的な駐車場面積から町営駐車場の月額が 5,000円ですので、それで算出をさせていただきました。そうしますと、大体平米当たり 400円なんですけど、それに対してプラスアルファ付の要素を考えて 500円という形でさせていただいております。以上です。

8 番 田 代 附帯施設は、それについてはグラウンドという、駐車場ということによろしいですね。以前、指定管理者にお貸ししていたときに、グラウンドの一部を駐車場として区分してお貸ししていた。そのところの面積を継承すると。その場

所を継承すると。そうですね。はい、理解しました。

今のお話で、松田地区の駅周辺、平米2,000円を参考に、寄との価格差、10対3ですか、ということでお出したということなんですけど、駅周辺でも例えばRCとか木造とか鉄骨とかあるんですけど、その内容は、2,000円というのはどういったことから積算されたのか。よろしくをお願いします。

参事兼総務課長 そちらのほうは、やはり鉄骨造、要はテナントとか鉄骨造の俗に言うRCとかいう非木造の価格を参考にさせていただいております。

8 番 田 代 理解しました。今ちょっと私、聞き落としたかもしれないんですけど、これ、1年間で幾らになるのか。要するに面積、おのおの中学校の校舎の面積とグラウンドの面積、それを掛けたものが月幾らで、年間合計額が幾らになるか。これについてお願いいたします。

参事兼総務課長 まず初めに、校舎のほうでございます。校舎のほうでありますと、1平方当たり1,000円でございますので、これが全体の面積が2,204平米でございますので、月当たり220万4,000円でございます。年間で通しますと、それ掛ける12ですので、2,644万8,000円でございます。続きまして、1か月当たり、駐車場のほうでございます。駐車場のほうは9万6,000円でございますので、こちらが12か月分、115万2,000円でございます。以上でございます。

8 番 田 代 明快な回答ありがとうございます。参事にお伺いしたいのは、以前全協で改修をした後に起債分をある程度使用料で充てるような説明があったような記憶があります。今の額だと、結構な、2,500万ぐらいですかね、年間。これ、10年でよろしいんですかね。何年ぐらいで見えますか。

まず1点が、もう一度整理します。起債の返済額にある程度これは充当したいというお話が1点。それと2点目が、その期間ですよ。何年間お貸しして、幾らぐらいこの使用料を頂くのかという貸付期間です。それと起債との関係。よろしくをお願いします。

参事兼総務課長 まず初めに、田代議員にあれがあるんですけど、一応あくまで9条の使用料につきましては、あくまでも上限という形でのまず設定になりますので、あくまでもこの別表のこの1,000円とか500円が…（「理解しています。結構です。」



の声あり) ということでございます。

それとですね、要は起債の関係と、あと今度貸すとの期間とかいうお話なんですけど、これは先ほどもお話ししました、まず期間につきましては、これから町で管理しないで、例えばその指定管理者という形で…形でなれば、またこれから指定管理者の要綱を定めて、期間を何年にするとかいう形でやっていかなければいけないので、その期間についてはまだ明確にはまだ決まっておられません。ただ、今現在、10年契約という形でありますので、できればその10年のそのまま踏襲はしたいという形では考えております。

8 番 田 代 私が聞きたかったことは、前回の全協での説明の時にね、使用料を起債に充当してね、町の財源を圧縮しないようにと、そのような説明をされたんです。その頂けるお金、上限は条例で出ているというの、十分承知しています。それで、その起債した額を10年ぐらいで頂いて、回収できるのか。その辺が最後の質問です。

参事兼総務課長 あくまでも頂いたお金、要は起債のルールからして、それをダイレクトに負担金として頂くというのは起債のルールの中では、それはできない話なので、それはまず御承知おきください。ただ、町のほうとしましても、その起債相当分につきましては、例えばほかの形で対応する、要は家賃とかそういうような相当分を考えているところでございます。以上です。

8 番 田 代 総務課長ね、今、総務課長がお答えになられたとおり、この1平米当たりの価格については、起債を対象にしているのではなくて、松田地区の賃貸物件を参考にこの額を定めたよと、それはそれでいいですよ。ちなみに、私が聞きたかったのが、これは財政課長のほうがいいかな。起債額が幾らで、それでこの以内である程度お金を頂いたときに、そのバランスはどうなのかと。そういうことで、そういう意味で質問させていただきました。ということで、財政課長、起債額、幾らでしたっけ。

参事兼政策推進課長 起債額につきましては、前回の全協資料のとおり3,800万を起債として、今協議に入ります。

8 番 田 代 理解できました。要は、このとおりに上限で頂くと2,500万。10年の起債額が、

返済額が3,800万でよろしいわけですね。年です。財政課長、これ、3,800万というのは10年の総額…

参事兼政策推進課長 起債、地方債につきましては、現状協議に入る前の段階で、償還が25年、利率が1.5というところの今これからの協議になるということでございます。

8 番 田 代 それでもって3,800万ですね

参事兼政策推進課長 そうです。それが3,800万でございます。

8 番 田 代 よく理解できました。ありがとうございます。終わります。

9 番 井 上 今、そのちょっとお金の話も出たのでね、私、補正予算のほうで聞こうかなと思ったんですけども、ちょっとここですね、関連がありますので、ここで質問をさせていただきます。

例えば、9月のときの、9月定例会のときですね、全協での説明ですと、まず1点目としては、2分の1が…全部で事業費が8,440万で、そのときに財源内訳としてはデジ田の交付金が4,215万2,000円、一般財源が4,224万8,000円だという説明がありました。その財源内訳の次にですね、※印で、一般財源分は全て利活用事業者が負担しますという説明なんですよ。ですので、そのときの一般財源は、後年度利活用事業者が4,224万8,000円を負担しますと。じゃあ、いつから返済するんですかと言われたら、令和7年の4月から毎月返済しますという、そのときの全協での説明ですね。それが今回、12月定例会における補正予算の中で起債をするということになって、その辺がどういうふうに変わったのかね。じゃあその4,224万8,000円を令和7年から、4月から返済するという話はどうなったのか。ほごになったのか。と併せてですね、今、この新規条例の中ですので、今、使用料、上限として1平米で1,000円、附帯施設が500円、全体で中学校校舎使用料1,400万、合わせてあと駐車場等を含めて1,000万円というふうな説明がありましたが、この事業者がですね、まさか指定管理者にはならないんでしょうね。その事業者がそのまま指定管理者になったら、その収入はもう指定管理者の収入になっちゃうわけですよ。とすることができるというふうに16条、17条の中であります。（「まだやる。」の声あり）やりますよ。（「じゃあどうぞ。」の声あり）その辺がね、どういうことなのか。そう

ということがないのかどうかの説明がありませんので、そのところについての説明をしてくださいということと、じゃあ起債を3,800万、ここで借り入れて、25年償還、1.5%の利率で借りるのであれば、先ほどの4,200万円を利活用事業者が負担をすと言った、その部分についてはどういうふうに、今度は3,800万の起債を借りて、そうすると先ほどの4,200万のうち一般財源分400万となっていて、じゃあ差の3,800万なり4,200万円は元利償還、起債の元利償還を含めると全部で4,200万になるわけですね。その部分がどうなるのかという説明が今の時点ではないわけですね。その辺をどういうふうに説明をされるのか、お伺いをします。

町

長 またそもそも論に入って恐縮なんですけどもね、この我々から提案させてもらったこの議案の内容をよく見てもらって、今までも指定管理ずっとやらせてもらっていますけども、松田町が直営でやったときの条例で、状況によったら指定管理にできますというような内容ですよね。これ、全部ほとんどが一緒だと思います。町が直営でやった場合には、使用料という形で費用が取れる。今度は、指定管理にお願いしたら、今度指定管理業者さんがほかにもし貸したり何かしたときには、利用料として取れる。これはもうずっと同じことをやっています。ですので、今回のこの案件については、あくまでも指定管理にした場合には指定管理業者さんから我々としては使用料という形で頂くこととなります。その使用料に9月にお話ししたような格好で上乘せをして、町の負担がないように戻してもらいたいというふうなことです。ですから、財政のほうも総務のほうも話をしましたけども、このお金がイコールですみたいなことは駄目ですけども、その相当分という形の中での解釈の中で、我々のもともとベースになっている使用料にのっけて、トータル、今もらっているお金からその相当分額を割る10年、また割る12という形で月々返済して…返済というか、使用料として頂くと。その後は、金に色はありませんので、我々のところでちゃんと、きちっとした形で管理させていただく。そういうふうなロジックです。以上です。

議

長 よろしいですか。

9 番 井 上 起債の元利償還に対する返済は、先ほどの今の説明ですと、4,200万円は返ってくるということですよ。その業者から分割なりでね、の形で。政策推進課長に聞きますけれども、そういった形でですね、特定財源として使用料等ですね、そこに充てるということは可能なんですか。ちょっとそこを確認します。

参事兼政策推進課長 今、町長が言ったとおり、そこに充当するということはないんですね。充当するのを目的で起債をするということは、県にも言ってますけど、それはそういうことではない。ただし、その使用料については、町のほうの財源に充ててくださいということで、それが幾らかというのをただ比較しているだけなので、それは御理解いただければと思います。まずは起債の部分を充当させてやるよという形ではありませんので、そこだけは御理解をいただきます。

議 長 よろしいですか。

9 番 井 上 じゃあ、先ほど町長もね、お金に色はついてないということですけども、やはりそこはもう一回ですね、その事業者から入ってくる部分と、それが町のほうから見ればね、その起債をしたことによって、その元利償還で利子等がプラス発生するわけですよ。ですのでね、その部分までそれに入ってくるということは、本来起債のね、目的が違うと言えいいんですけども、でもそこで入ってくることをやるということ自体は、ちょっとね、起債の考え方としてはね、何で起債をするかという、それは一般財源を町民が均等に後年度負担をしてもらうという性格のものが起債じゃないですか。そうじゃなくて、そこはもう、そこでその業者から入ってくる部分というのは、特定財源と考えざるを得ないというのが財政的な考え方だと思うんですよ。そこだけちょっと最後に確認させてください。

参事兼政策推進課長 そもそもですね、これは県と調整してございます。県のほうもですね、地方債をそのまま充当することというところはもちろんバツになります。その返ってきた部分を充当する。ということではなくてですね、松田町は今言ったとおり、町民の負担を減らすために起債をします。平準化します。25年します。あくまでもこの事業に対して発生する使用料等については、町のほうの町民に対

する還元として、それを使用料として入れてくれと。それは一般財なので、それをどういう形で使っても構わないというところになるので、起債に充当している地方債に充当するための負担ですということは、これは全く考えていませんので、そこだけ御理解をお願いします。

9 番 井 上 私の言ったのは起債じゃないです。起債の元利償還に対する充当じゃないかという話で、そこだけちょっと最後のところね。

参事兼政策推進課長 そうですね、起債をしなければ元利償還金の利子等も含めてこないの、それを見込んでの負担金ということは考えていません。以上です。

議 長 いいですか。ほかには。  
ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第3「議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、松田町地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 それでは、議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に

関する条例について説明をさせていただきます。

本条例につきましては、建築基準法に基づき新たに制定するものでございますけれども、細部説明、条ごとのものに入ります前にですね、大きく2つの目的等の確認をさせていただきます。

1つ目でございます。神山地区南部の用途地域を第一種住居地域から準工業地域へ変更するに当たりまして、持続可能な経済成長と住環境とのバランスを図るために必要な建築物の制限に関するルールを新たに定めること、これが1つ目でございます。

2つ目といたしましては、既に定めております松田町宮下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び松田町下原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、内容はそのままに、変更せずですね、この要は内容をそのままシフトすることでございますけれども、この新たな条例に統合する、統合していくと。そうした中で建築基準法に係る制限等の運用を一元的に管理していくことでございます。

特に、新たに定めることとなります神山地区の建築物の制限内容については、昨年度より住民説明会や事業者のヒアリングを重ね、また有識者で構成される町の都市計画審議会からは御答申を頂戴してございます。また、都市計画に関する手続についても並行して進めてまいりました。

本条例は、地域の特性を踏まえたまちづくりを推進するに当たりまして、法令に基づき建築物の制限等に係る運用を、罰則等も含めて支えていく、担保していく、こういった目的がございます。前段が長くなり恐縮でございます。それでは新規制定でありますため、条ごとに内容の概要を御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目を御覧ください。第1条でございます。目的でございます。先ほどの提案理由と同内容ではございますけれども、地区整備計画を定めた区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を目指すものでございます。なお、地区整備計画とは、都市計画法の第12条の5に規定されておりまして、区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発、保全するための建築物

等の整備などに関する計画となります。

第2条でございます。用語の定義につきましては、建築基準法、法令に基づくことを定めてございます。

第3条では、適用区域を別表第1で定めておりますこととしております。別表第1、4ページになります。4ページのほうをお願いいたします。冒頭御説明申し上げたとおり、既に定めのある宮下地区と下原地区に加えて、神山地区、計3地区となります。おのこの法に基づき定められた区域としております。

行ったり来たりですみません。またお戻りいただきまして、1ページのほうをお願いいたします。第4条から第8条につきましては、区域内における建築物等の制限に関する内容となります。細かくは申しませんが、第4条にしましては建築物のまず用途の制限、第5条につきましては建築物の敷地面積の最低限度、第6条におきましては建築物の高さの最高限度、第7条におきましては建築物等の壁面の位置、第8条におきましては垣または柵の構造の制限を定めておりますが、それぞれの内容につきましては別表第2となります。別表第2でおのこの、先ほど申し上げた地区ごと、3つの地区がございましたが、それぞれに規定をしておるものでございます。

5ページからの、すみません、別表の第2のほうを御覧いただけますでしょうか。5ページの別表第2です。まずは、宮下地区地区整備計画区域となります。当該区域は用途地域が準工業地域であるため、工場以外の建築物の用途制限のほか、壁面の後退や柵の構造、柵等の構造を制限する内容となっております。これは先ほど申し上げたとおり、既存条例と同一の内容としておるものでございます。

次に、7ページ目からです。こちらにつきましては、下原地区地区整備計画区域内でございます。におきましては、こちらは土地区画整理事業を施行した区域でございます。いわゆる優良な住環境確保を目途といたしまして、主にこちらでは住宅以外の建築物の用途制限のほか、敷地面積の最低制限を130平米とすることや、壁面後退等々の制限を行ってございます。こちらも既存条例と同一の内容としてございます。

続いて3つ目です。神山地区の地区整備計画区域、こちらは9ページからとなります。先ほど来申し上げているよう、用途地域が準工業地域としていくものでございますけども、当該地区におきましては住宅と工業が混在しながらも、共存共栄してきたこの地域特性を鑑み、住環境を保全する視点から、建築物の用途として、例えば遊技場や住環境に影響を及ぼすおそれの高い工場、また3,000平米を超えるような店舗等についての制限を加えてございます。建築物の高さについては、15メートルを最高限度としております。また、住宅以外の用途の土地に面する柵等の構造は、生け垣等とするなどの制限を定めているものでございます。こちらについては新規の制限でございます。なお、別表第2のいずれの計画区域におきましても、本条例に基づく制限を適用する前、条例のルールができる前ですね、から存する建築物等におきましては、法の規定に基づきまして、おのおの適用除外に関する規定がございます。

お戻りいただきまして、2ページのほうをお願いいたします。第9条におきましては、先ほど申し上げた4条から8条の制限の特例に関する条項となります。第1項の各号では、公益上やむを得ない場合、目的に照らして支障がないと認めた場合、許可するものとしております。ただし、第2項において、今申し上げた許可をするに当たっては、あらかじめ町の都市計画審議会にて諮ることを義務づけているものでございます。

続いて第10条におきましては、第1項で当該制限対象の建築物が計画地区内外にわたる場合、第2項では2以上の計画地区にまたがる場合は、第4条及び第5条の規定は過半を占める敷地の制限を適用する旨を定めてございます。

続いて第11条でございます。こちらでは罰則を定めております。罰金の金額でございますが、法の規定では50万円、これを上限としております。ただ、本条例におきましては、既存の2条例の中で規定されている20万円と同額ということで整理をしてございます。なお、罰則の規定でございますので、さきに横浜地方検察庁との協議を了していることを申し添えます。

11条の第1項1号では建築物の用途または敷地の最低限度に係る制限に違反した建築主を、第2号では敷地の最低限度を下回る分割を行った敷地の所有者、



管理者または占有者を、第3号では建築物の高さの最高限度、壁面の位置、柵等の構造の制限に違反した設計者等を、第4号では建築物の用途変更により制限に違反した建築物の所有者、管理者、占有者を、おのおの対象といたします。

第2項におきましては、第1項の3号に規定する違反が建築主の故意である場合は、建築主も同様に罰金が科されること。また第3項では法人であれ従業者であれ、その業務に際して違反をした場合は、行為者ほか法人等に対しても同様に罰金が科されることを規定しております。

最後に12条です。こちらは規則への委任規定となります。

今回、本条例の施行規則案をですね、参考資料1として添付させていただきました。この規則におきましては、条例に規定する基準値を都市計画法に基づく告示日とすることや、基準時における所有権等の権利、これを明示するなど、廃止する、先ほどの2条例に廃止もあるんですけども、規則のほうも廃止するに当たって内容を網羅するような構成としております。

お戻りいただきまして、3ページ目の最後、附則の御説明です。第1項にて、施行期日につきましては令和7年1月1日としております。また、第2項、第3項におきましては、本条例の制定に伴って統合する宮下地区と下原地区の既存の条例、この2条例を廃止いたします。第4項におきましては、経過措置として、廃止する2条例の罰則規定の規定を定めております。こちらについては検察からの御指導もあって加えている内容でございます。

なお、参考資料2として町都市計画審議会からの答申書を、参考資料3として11月に開催されました議会全員協議会の資料を添付しております。詳細につきましては御高覧のほどお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号松田町地区整備

計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

議 長 日程第4「議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の条例改正の主な内容でございますが、令和6年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税の税負担の軽減措置が講じられております通称「わが町特例」について、新たな特例措置が創設されるなど見直しが行われたため、条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、議案の4ページ目、参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。新旧対照表の1ページを御覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。

今回は、附則の改正でございます。附則第12項と第13項、2ページ目の第13項第5号は、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたため改正するものでございます。左側、改正案の附則第14項第7号には、1号前の第6号で規定しております出力1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備について、竹や木に由来するバイオマスまたは農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換する設備に対する区分が新たに創設されたことにより、その特例割合を国が示す参酌割合と同じ7分の6とする規定を追加いたし

ます。これにより、右側改正前の附則第14項第7号から、次の3ページ、第13号までが1号ずつ繰り下がります。

また、地方税法の改正により引用条項の号ずれも生じているため、併せて改正いたします。右側改正前の附則第14項第14号は、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を定めておりましたが、対象となる資産の取得期間が終了したため、規定を削除いたします。

附則第14項第15号は、地方税法の改正により生じた引用条項の項ずれを改正いたします。

恐れ入ります、4ページお戻りいただきまして、改正文の1ページをお願いいたします。下段の附則でございます。第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次の2ページ、第2項以降は経過措置でございます。第2項は、改正後の税条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和6年度以後の年度分について適用し、令和5年度分までは従前の例によるものといたします。

第3項及び第4項では、改正前の地方税法に規定する設備や施設に対して課税する固定資産税については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の主な改正点でございます。現行の地域包括支援センターの職員の員数について、こちらは3職種についての基準についてはそのまま、改正後においてもですね、3職種の基準についてはそのまま残りまして、第1号被保険者の数に応じて…部分ではございますが、昨今の人材の不足も踏まえまして、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会の中で必要と認める場合については、職員の員数について常勤換算方法を可能とすることで、職員の配置基準を緩和するものでございます。

それでは、参考資料1の新旧対照表によって御説明をいたします。1ページを御覧ください。右に現行欄、左に改正欄でございます。現行欄の第5条の6行目、「専らその職務に従事する常勤の職員の員数」の次に、改正欄の下線部分、下から3行目でございます。「が第1号被保険者の員数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法が」が加わり、改正となります。

続いて、2ページを御覧ください。第6条になります。2行目、下線文、現行欄の「ロ(2)」が先ほど5条にて新たな条文が加わったことにより、改正欄では「イ」に改正され、第15条第1項第1号においても同様の改正が行われます。

それでは、2枚戻っていただいて、改正本文の2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。また、資料2として、11月15日、議会全員協議会にて説明いたしました資料を添付しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄りやま運動広場の施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは、議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

寄りやま運動広場は、今年度、人工芝新設工事を実施し、利用ニーズの高い施設環境の整備を図っています。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部を改正するものでございます。内容等につきましては、寄りやま運動広場を利用するに当たってのグラウンドの利用料金及び名称を「運動広場」から「グラウンド」に改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくりいただきまして、横面の参考資料であります新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。

まず、本条例の題名の施設名、現行の「松田町寄りやま運動広場」を「松田町寄りやまグラウンド」に改めるものでございます。第1条と第2条の表中の名称も同様でございます。

次に、第2条の施設名の略称、現行の「広場」を「グラウンド」に改めるものでございます。以下、第3条、第4条、第5条、第8条、第13条、第14条及び備考(2)も同様に「広場」を「グラウンド」に改めるものでございます。

次に、参考資料3ページを御覧ください。別表（第8条関係）の施設名、現行の「松田町寄みやま運動広場、多目的広場」を「松田町寄みやまグラウンド」に改めるものでございます。また、利用区分の平日利用料金につきましては、町内居住者または宿泊者の1,000円を1,500円に改め、その他の2,000円を3,000円に、また利用区分、土曜日、日曜日、祝日の利用料金につきましては、町内居住者または宿泊者の1,500円を2,000円に改め、その他の3,000円を4,000円に改めるものでございます。

お戻りいただきまして、議案3ページ目の条例本文の附則となります。この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査をすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

暫時休憩といたします。休憩中に議員だけの全員協議会を開きます。終了後に再開いたしますので、また時間は追って連絡いたします。議員は全協室のほうへ移動をお願いします。 (14時12分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時50分)

日程第7「議案第58号足柄上衛生組合理約の変更について」について、町長

の提案説明を求めます。

町長 議案第58号足柄上衛生組合格約の変更について。足柄上衛生組合格約を変更することについて、別紙のとおり協議する。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。足柄上衛生組合でゴミ処理施設の設置及び管理に関することを共同処理するため、足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議をしたいので、同法第290条の規定により議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第58号足柄上衛生組合格約の変更につきまして御説明させていただきます。

足柄上衛生組合でゴミ処理施設の設置、これは建設も含まれております。及び管理に関することを共同処理するため、規約の変更を行うものでございます。詳細につきましては、議案の4枚目、最後のページをお願いいたします。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案の第3条の第2号に「ゴミ処理施設の設置及び管理に関すること」を新設し、規定しております。改正案の第3号以降は現行の第2号以降を1号ずつ繰り下げています。

恐れ入ります、1ページお戻りいただき、議案改正文を御覧ください。附則でございます。この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 今回は足柄上衛生組合にゴミ処理施設を、ゴミ処理の事業をね、加えるということだと思っておりますけども、まず、松田以外の1市、1点目は1市4町の今回で議案がね、足柄上衛生組合格約の変更について出されているのか。あるいはそういうの、1市4町の状況ね、分かれば説明していただきたいのが1点です。

あとは、実際、今度は事務を上、広域行政の事務を置くとなると、今後です



ね、これから、今は環境影響評価、パブリックコメントの手前までやってますけども、衛生組合では今後ね、建設に向けてどのような業務、整備スケジュールになるのか。その辺のことについてお伺いします。

環境上下水道課長　まず、1市4町の状況でございます。開成町と山北町は取下げをしているという情報が入っております。ただし、期限がございますので、1月の下旬までには臨時議会を開いて対応を行うという話は伺っております。

今後の衛生組合の行う事業でございますが、7年度中に予定でございますが、発注支援事業、8年度には設計、既存の施設の解体、9から11年度で建設を行う予定でございます。以上です。

12番 寺　嶋　ほかの松田以外はね、今まだ出てないところは、今、回答ですと1月下旬ぐらいには何か方向性が出るんじゃないかというんですけども。ただ、今、推測のあれで言ってるわけですよ。これは確かなそういうね、やっぱり進めて…1市5町がね、足並みそろわないと、この規約変更できないんでね、その辺をですね、首長さんあたり、それからその西部清掃組合の関係の議会あたりはね、どのような議論になっているのかというところも知りたいわけなんですけれども。その辺のことについて、分かりましたらお伺いしたいと思います。

あと、事業の関係では、今後ね、これからいろんな工程入るに当たって、今、昨今物価高とかありますけどもね、そういう関係ではね、多少スケジュールが狂う、予定どおりいかない場合も出てくると思うんですけども、そういうところが、そういうのがどうな…実際どうなるのかというところを知りたいです。

あと追加なんですけれども、今、足柄上衛生組合の議会ではね、議会が年1回か2回しか開かれてないと思うんですけども、今の広域行政についてね、実際、事務を行うということについて、深い議論はね、されているのか。ここをですね、足柄上衛生組合、十分にね、今後やっていただく、そういうことをですね、ことが必要だ、必要になってくると思うんですけども、ここの方向性はね、どのようになっているのでしょうか。お伺いをいたします。

町　長　ここは私のほうだろうと思って、回答させていただきます。まず、たしか南足柄市さんはこの件についてはもう既に採択をされたというふうに市長…採択

をね、もう議会を通過して、この件に関しては採択をされたということで、南足柄の市長から御連絡をいただいているということになります。順次、その、あとは中井さんとか大井さんとか、うちもそうですけども、そのときどきの…ときどきというか、各自治体の議案に対する議論が進めば、それなりに御承認をいただく予定で頑張っているというか、そういうふうな感じだというふうに認識しています。

当然ながら、この1市5町は、もう本当にばらけることなく、一体感を持ってこれまでもずっと議論をしてきていますし、各町のそれぞれの課題はそれぞれにあることもぶつけながら、ここまで議論をしてきています。なので、自分のところがこうだからというのも、当然意見があったにしても、さすがにやっぱり皆さんで歩調を合わせながらやっていかなきゃいけないということも含めながら、離れてはくっつきみたいな形で最終的に今の現状に来たっているということになります。とにもかくにも、その件に関しては、やっぱり内山地区の御理解をいただくに当たっては、まずはやっぱり南足柄市さんの御尽力もあり、それが終わった後に、やはり我々首長としても地元扱いというのは山北町さんも同様だということで、その後、山北の湯川町長のほうでも大変御尽力をいただいて、今の現在に来ているということも相まって、今回の事務委託ということについて、上…それまでの協議をされていたごみ処理広域化協議会、連絡協議会かな、いうところでの議論をされて、その中で今後の事務委託は足柄上衛生のほう望ましいということになりましたので、現在、私が組合長という立場で正式にそれはそれで組合長としては承知しましたというふうな流れでございまして。それについては、上衛生の議会でもそのような報告をして現在に至っているということでございます。

スケジュールが変わる場合とかという話でいくと、今後足並みが結果的に、さっきおっしゃられるように、私どもは1月の25日までには少なからずきちっとした形で各町の議会を通してきてもらわないと、上衛生ではこの事業を、この事務委託は結局受けられない。県に対する申請もできないという立場でありますので、各町さんたちは責任を持って、きちっとやっていただきたいという

ことを上衛生の組合長の立場で各町の首長さんたちには伝えてあります。それがなかった場合には、今までの議論も全てが…全てというか、また1年、2年と延びていくだけのことだというふうなことも皆さん、各首長はよく御存じのはずですので、各首長さんたちと各議会の皆さん方との話がきちっとやっぱり採択…採択といいましょうかね、議決できるように、お互いで努力していただけると非常にありがたいなというふうに思っています。スケジュールは、そうなった場合にはスケジュールは変わっていきます。当然ですけども。そのときはまた変わったスケジュールの中でお話ししたいと思います。

あと、上衛生については、確かに今、年間2回開催をさせてもらっています。今回の件については、これから上衛生がしっかりと背負っていくわけなんですけども、その組織体系の中に、今現在協議会にいる事務局が、そのまま人まで一緒かというのはちょっと置いていて、その今の4人体制がそのまま上衛生に事務は来て、今はし尿の管理係と、今後のごみ処理のほうの係の課ができて、その組織の中でやっていくことになります。ですので、その内容については深い議論をこれから進めるに当たって、年間今2回の分を、状況によっては3回にするのか、通常2回のところを、この内容については臨時議会みたいな形で招集させてもらいながら運営していくのか、その辺は議論の回数が当然増えてくるということになれば、そういうふうな格好で体制を整えながら、上衛生の中で話をしていくというふうな方向性で皆さんの意見は一致しています。

あと、なおプラス申し上げますと、今現在ですね、協議会の中では、副執行者会議というものを設けさせていただいて、事務方、副執行者、我々ということで、3層構造で今まで協議会の中で議論をさせていただき、せんだっての会議でもですね、首長会議で2時間半という時間をかけてですね、話をしたくらいに、何だかなというふうな感じはしますけども、そのくらい確認しながら今進めているところでもございます。ですので、その3層構造は上衛生に行っても、その事務の中ではこのごみ処理協議会については副執行者会議をちゃんとそこに明記をして、今後進めていきたいということで、せんだっての協議会では話をしてきましたので、今後皆さんたちから御承知をいただいた際には、上衛生

の規約の中にそういったものを入れながらですね、上衛生の中での議論をこれから進めていくということになろうというふうに考えております。以上です。

12番 寺嶋 では、最後なんですけども、首長さん、それから上衛生の執行者はね、この規約の変更に向けてね、鋭意努力していくという方向性のね、回答が出ましたのでね、その辺はね、しっかりやっていただきたいと思います。

あとはですね、情報提供としては、やっぱり今、今回ね、松田町…私も具体的には施設整備基本計画の素案というのがね、今回出たんですけども、これだけ見て判断しろというのはね、なかなかやっぱり膨大な資料がありますのでね、これ大変なんですけども。そういうですね、この情報ですね、やっぱり上衛生組合でも今後ね、いろんなことを、具体的に議論していく中で、各市町のね、やっぱり議員にもその都度情報をですね、提供していただいて、やっぱりそういうことでね、しっかり議会でも協力していただくようにね、するように、しっかりね、そこはね、情報提供やっていただきたいと思うんですけども、その辺について再度お伺いして終わりにしたいと思います。

町長 ありがとうございます。おっしゃるとおりと言うしかありません。今まではですね、各やはり地元の方々に御理解いただくためにもですね、やっぱりどのくらいの規模なのかとか、それをつくったらどういうふうになるのかとか、いろんなお話があるということを前提に資料を作らせていただき、やはり地元の方々に御理解をいただくための資料作成というようなところもあり、時にはこの話がうまくいかなかった場合には、これだけお金をかけて作った資料も無駄になるよねという話も当然その中でしながらですね、皆さんでいろんな責任を負いながら今現状に来たつてると、来ているというふうなことでありますので、各町の首長さんたちもその覚悟を持って今やられているんだというふうに私は信じていますし、そうありたいと思っています。でも、これは各町としても、私はずっと協議会でも言ってますけれども、最終的に予算の関係だとか、こういったことは議会に決定権がありますから、議会の方々とよくお話をさせていただきたいというふうなことは話をしております。

今回の情報提供がそういった格好で、ようやくリミッターが外れたといいま

しょうか、これから皆さん方に情報提供させていただきながら、議論を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、今回は何かそんな状況の中でパブコメの話を見せていただいて恐縮だななんと思っているところもありますけども、パブコメの資料を見ていただく中での疑問点とか、あとは今後我々に対して勉強会みたいなのを開いて情報共有をしていこうよということがありましたらというか、ぜひですね、なくてもそういった情報を皆さんたちと共有しながらですね、この事業は南足柄市さん、山北町さんとか、当該のところだけじゃなくて、我々も背負っているんだというふうな意識の中で、あの2つの自治体にはやっぱり敬意を表しながらですね、尊重の念を持って我々もこれからはやっぱり進めていかなきゃいけないと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかには。

9 番 井 上 1点ありまして。1点はですね、前者のほうが情報提供ということもありましたので、ここで素案が、計画の素案が出ましたけれども、その中には財政的な負担というのがこれからかと思いますが、出てきていません。やはり町民のほうが理解を求めるためには、どれだけの財政負担がということもありますので、その情報提供の中にもですね、財政面の情報もお願いをしたいと思っております。

2点目としましては、その今の規約の一部改正の中で、確認ですけれども、来年の2月から補助金申請を始めるという話、今お聞きしたんですけれども、附則の中で、施行年月日が令和7年4月からになっていますが、それ以前、2月からはじゃあどういうふうな体制で行うのか。それともやはり補助金等の申請の中で、こういった場合には事前申請みたいな形で構わないのかどうか、その確認です。

あと3点目がですね、町長がいろいろ協議会の中で御苦労されているということで、今、東部清掃のほうはですね、各町からの議員が3人体制です。で、今、衛生組合のほうは今2名×6市町ということで12名体制。そのですね、3名に増やすかどうかという、そういったですね、組合議会の構成の検討はされたのかどうか。その3点をお願いしたいと思います。

町

長 財政負担の件については、今、この間の協議会の中でですね、いろんな人口割、均等割、実績割というようなことの中で議論をさせていただき、幾つか宿題ということで現在いっています。今後の議論の中で正式に各町の負担というか、その割合が出てくるんじゃないかなろうかというふうな形です。

私はその場で話ししたのは、少なからずみんなで行っているんだから、均等割の何%かを入れて、あとは実績割でいいんじゃないでしょうかという発言をさせていただき、大体おおむね何か皆さんその方向で賛同をいただいたというふうな状況でありますので、パーセントの分は決まったところでお話をしたいというふうに考えております。

続いて…ちょっとこれ、ひとり歩きしてもらっちゃ困るんですけども、この今回パブリックコメントのところですね、18ページに書かれている概算費用の徴収をとった結果、見積りが約149から192と、こんな50億近いお金がありますけども、ぶっちゃけ…ぶっちゃけというか、普通に話ししますけども、リミット話しまして…外れているので言いますけど、これ、今の現段階で2社しか見積りはくれなかったんですね。2社しか見積りくれなくて、1つの業者さんが146、もう一つが192。同じ条件で同じ金額が出たわけじゃないんです。もう、要は概算でと求めたものだから、こちらがやるとこのくらいかかるけどということと、うちは…A社はこのくらいかかる、B社はこのくらいかかるけども、これとこれとこれはまだはっきり分からないから入ってませんというような見積りなので、本来これはあまり私はつけるべきじゃないかなんと思っで見ているところですけど。恐らくこの金額に対する議論も欲しくて多分出ているんだろうなというふうな感じですから、これはもっと精査しなきゃいけないなというふうに思っています。

2つ目、来年の2月…あ、ごめんなさい。来年2月からのお話しになりましたけども、これは上衛生の事務局と調整をさせていただいて、1月の末までに皆さん方の同意が頂いた場合には、2月上旬に県のほうに申請をして、県の申請したものがあれば、もうそのまま補助金の申請もできるというふうな確約が取れているというふうなことですので、今の現状のやつについては、事前に申請

を、補助金の申請を出すことが可能だというふうに伺っています。

3つ目、議員さんの3人体制のお話ですけれども、これももうおっしゃるとおりに、2人でいいのかという話は伺っています。特に山北町の町長さんからはですね、山北町さんは今、上衛生に来ていらっしゃる委員会の人と、今後ごみというものに対する委員会の方が違うらしいです。なので、その辺のことも加味しなきゃいけないねというお話をいただいていますので、今後、正式にはまだ2人体制が3人にするとかいうのはまだ決まってませんが、これからそのような最終的な議論も多分出てきてですね、最終的に決定することになると思いますので、その辺は今日こういった御意見あったということは、私の口からも伝えて、調整してまいりたいというふうに考えます。以上です。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 いいですか。ほかには。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号足柄上衛生組合規約の変更についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第59号令和6年度松田町一般会計補正予算(第6号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号令和6年度松田町一般会計補正予算(第6号)。

令和6年度松田町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,617万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,145万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第59号令和6年度一般会計補正予算(第6号)について御説明のほうをさせていただきます。

今回の補正の主な内容につきましては、寄附金、町債の増額補正、小児医療費、個別予防接種委託料、また寄ロウバイ園施設経費などに伴う補正となります。

それでは、4ページをお開きください。第2表の債務負担行為の追加の補正となります。事項につきましては、全戸配布物ですね、ポスティング委託料でございます。期間につきましては、令和6年度から令和7年度、限度額につきましては191万8,000円を追加補正するものでございます。こちらにつきましては、本年度いわゆる令和6年度に調査及び業務発注をかけ、次年度令和7年度に実施するため、債務負担行為の補正を行うものでございます。

続きまして、第3表地方債の追加の補正でございます。起債の目的でございます。一般補助施設等整備債で、こちらにつきましては歳入で説明する内容…ごめんなさい。歳出で説明する旧寄中学校整備事業に伴う起債でございます。こちらにつきましては、限度額3,800万円、ごめんなさい、歳入ですね。歳入について説明しますが、起債額、限度額も3,800万円の起債でございます。こちらのほうはですね、充当率が90%、交付税算入率の措置が30%という、一般補助施設整備等事業債でございます。こちらは財政法の第5条に規定する適債事業となります。利率につきましては、現状では1.5%を確認をしているところでございます。



それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、分担金及び負担金、項、負担金、目、農林水産業費負担金、節、農業振興費負担金でございます。説明欄、和田堰取水口補修工事負担金でございます。こちらにつきましては、大井町からの負担金として整備費の82万5,000円×8割分に伴い、66万円を補正するものでございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、商工費国庫補助金。説明欄、地域における受入環境整備促進事業費補助金でございます。247万5,000円を補正するものでございます。詳細につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

款、県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金、節、児童福祉費補助金でございます。説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金につきましては、利用者の実績の見込みにより、ここで70万円を増額補正をするものでございます。こちらは2分の1の補助事業となっております。

また、小児医療費助成事業補助金につきましては、122万7,000円の補正でございます。こちらにつきましても、増額が見込まれるため、ここで補正をするものでございます。こちらは3分の1の補助事業となっております。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金の説明欄、農地利用最適化交付金53万2,000円の補正でございます。こちらにつきましても、歳出で御説明をさせていただき、10分の10の補助事業となるものでございます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金につきましては、説明欄のとおり、新松田駅周辺整備基金積立金の利子33万1,000円の補正となります。この8月と9月にですね、有価証券を購入したことによるものでございます。こちらにつきましては、東日本高速道路株式会社から2億円、2年債、利率につきましては0.489%でございます。またもう一つ、西日本高速道路株式会社、こちらは1億円、2年債、利率につきましては0.489%でございます。利子の合計見込額でございます。2年を含めまして、総額は293万3,999円を見込んでおります。

そして、この事業におきましては、基金の残高でございます。今回の…ごめんなさい。9月の補正で基金につきましては1億円の増額、そして今回の33万1,000円を含めると、今回6億8,136万8,456円が現在の基金の残高となっている状況でございます。

続きまして、説明欄、町営住宅基金利子でございます。こちらにつきましては5万2,000円によるもので、こちらも有価証券の購入による増額補正となります。主な事業としては、町屋・籠場の町営住宅によるものでございます。こちらは神奈川県債の購入で、2,000万円、利率につきましては0.649%でございます。5年間の運用でございます。

続きまして、款・項、寄附金でございます。目、指定寄附金、説明欄、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、5件分の企業版ふるさと納税がございましたので、ここでその5件分の総額60万円の増額を補正するものでございます。充当先につきましては、子育て支援の母子保健事業、また再生可能エネルギー利用促進事業、そして学校ICT事業などに充当しているものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金でございます。こちらはですね、クラウドファンディング型のふるさと納税として500万円の増額の歳入でございます。こちらにつきましては、3件分の民間事業に伴う事業に対し、町の地域活性化を含めた事業として確認をしたもの、審査をしたもので交付されるものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、雑入。説明欄、12、13ページになりますが、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金でございます。こちらにつきましては、1,660万円の増額補正となるものでございます。

続きまして、款・項、町債、目、総務債でございます。説明欄は旧寄中学校整備事業に伴うもので、地方創生拠点整備における起債でございます。

続きまして歳出になります。14、15ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、企画費。説明欄、ふるさと納税管理経費につきましては、委託料として返礼品発送等委託料とですね、次にクラウドファンディング型に伴

うもので、寄附額の2分の1の補助ということで、250万円の補正となります。そしてですね、負担金補助及び交付金でございます。この先ほどクラウドファンディング型の納税の補助金でございます。こちらは3件分で、補助額が250万円を補正するものでございます。町の要綱上ですね、地域貢献や地域活性化を目的としたふるさと納税として、基準に即した事業による事業に対し、団体等への補助する制度でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費。説明欄、物価高騰対応重点支援給付金国庫補助金返還金でございます。こちらにつきましては、実績に基づき、ここで204万1,000円を補正するものでございます。期間としましては、令和5年12月から令和6年3月までの実績によるものでございます。住民税非課税世帯に交付する7万円の給付の事業でございます。

続きまして、款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費でございます。説明欄、小児医療費助成事業につきましては、令和6年度の助成金の見込みにより367万8,000円の増額補正をするものでございます。また、ひとり親家庭医療費分につきましても、利用見込みにより140万円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。説明欄、感染症予防事業につきましては、委託料、個別接種、こちらは新型コロナウイルス予防接種委託料でございます。2,440万2,000円につきましても、令和6年度の見込み、実績見込みに伴い、ここで補正をするものでございます。

次に、16、17ページでございます。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。説明欄、農業委員会運営等に要する経費といたしまして、農地パトロール等における消耗品等、また会計年度任用職員給与費、合わせて54万3,000円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。説明欄、施設管理経費でございます。一般農林道・水路等補修工事といたしまして、和田堰取水口補修工事82万5,000円の補助事業でございます。こちらにつきましては

は、先ほどの御説明のとおり、大井町が8割分、松田町が2割分の負担割合となつてございます。

款、農林水産業費、項、農業費、目、自然休養村管理経費。説明欄、寄ロウバイ園施設管理経費につきましては、ここで新たに入園料徴収等の委託料ほかといたしまして、182万円を増額補正するものでございます。

またですね、会計年度任用職員給与費につきましては、この入園委託料に伴いですね、報酬のロウバイ園まつり入園受付、また駐車場整理業務に要する従事者の報酬を148万3,000円減額補正するものでございます。

款・項、商工費、目、商工総務費。説明欄、商工振興対策事業の店舗リノベーション支援補助金でございます。こちらは利用者の増加における2件分、100万円の増額補正をするものでございます。

款、商工費、項、観光費、目、公園管理費。説明欄、18、19ページになります。ハーブガーデン管理費につきましては、ハーブガーデン園路補修工事495万円の補正となります。

続きまして、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費。説明欄、新松田駅周辺整備事業の基金利子分でございます。歳入同額の33万1,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、説明欄でございます。住宅整備事業建設経費でございます。こちら町営住宅の基金の利子分5万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、款、教育費、項、中学校費、目、松田中学校費でございます。説明欄、学校管理経費につきましては、卒業記念品といたしまして、クオカードをですね、購入をする予算として、67万1,000円を補正するものでございます。

最後になります。款・項・目、予備費でございます。2,094万7,000円の増額をし、総額で7,157万8,000円となるものでございます。

20ページから23ページまでが一般会計並びに全会計の給与費明細書でございます。24ページにつきましては、先ほどの債務負担行為の調書、そして25ペー

ジに地方債の調書、26ページにつきましてはハーブガーデン園路補修工事予定箇所説明資料を添付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、説明のほうを終わりにさせていただき、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 吉 田 歳出の松田中学校の卒業記念品代67万1,000円、これはクオカードということですがけれども、これ、1人1万円というような考え方なのか。このような1万円の記念品というものを出すのは、以前は修学旅行に行けなかったとか、そういうような話がありましたけれども、今回においてはどのような根拠でこのようなものになるのか、教えていただきたいと。

教 育 課 長 今回というか、令和5年卒業の中学生にも1万円出した、まず経緯がございます。今年度につきましても、中学校の建設事業等でやはり騒音ですとか、クラスを夏休み明けですね、違う教室で、年の間でクラスを移ったとか、そういった大変御苦労というか、負担をかけたというところがございますので、計画としては1万円で、1,000円分につきましては、のし袋になります。そちらのほうでお渡しする予定で考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号令和6年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第60号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補

正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第60号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,109万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出、松田町長、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第60号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、医師派遣負担金の減額と新型コロナウイルスワクチン予防接種実施による医薬品の増額と、それに伴う外来収入の増額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、診療収入、項、外来収入、目、その他の診療報酬収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種実施に伴う診療報酬収入を見込みまして、339万円を増額するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費につきましては、右側説明欄を御覧いただきまして、（1）一般管理経費につきましては、当初火曜日を1日、足柄上病院の医師による診療を予定しておりましたところ、半日のみの診療となり、その半日分を寄診療所医師が診療することとなったため、費用弁償として医師の通

勤手当を4万4,000円増額し、医師派遣負担金として204万円を減額するもの  
ございます。

款・項ともに医業費、目、医薬衛生材料費につきましては、右側説明欄を御  
覧いただきまして、医薬品代といたしまして、新型コロナウイルスワクチン予  
防接種実施に伴うワクチン購入のため、242万円を増額するものございま  
す。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。  
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第60号令和6年  
度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について、原案  
のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日本日予定しておりました日程の全てが終了いたしましたので、本日の  
会議はこれにて散会といたします。

明日は委員会の活動日ですので、総務文教常任委員会また産業厚生常任委員  
会は委員長の指示で開催をお願いいたします。

12月6日は午前中は委員会活動となっております。各委員長の指示でお願い  
いたします。午後1時より本会議を開きますので、定刻までに御参集いただ  
くようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(15時37分)